

令和6年度

成年後見制度利用促進体制整備研修

(厚生労働省委託事業)

≪総合的な権利擁護支援策に関する研修≫

(ライブ配信)

一般財団法人 長寿社会開発センター

目 次

○ライブ配信 日程表	1
○研修に関する留意事項	2
○「持続可能な権利擁護支援モデル事業」実施自治体による取組報告：	
【テーマ1：法人後見、日常生活自立支援事業の取組に民間事業者等の参画を促す取組】	
◆「京都府における持続可能な権利擁護支援モデル事業について」（京都府、社会福祉法人 京都府社会福祉協議会）	5
【テーマ3-②：虐待案件等を受任する法人後見など、都道府県・指定都市の機能を強化する取組】	
◆「福岡県持続可能な権利擁護支援モデル事業について」（福岡県、公益社団法人 福岡県社会福祉士会）	17
【テーマ2：簡易な金銭管理を通じ、地域生活における意思決定を支援する取組】	
◆「八尾市版持続可能な権利擁護支援モデル事業について～多様な主体が参画する八尾市見守り推進事業～」(八尾市、社会福祉法人 八尾市社会福祉協議会)	25
◆「大川市における持続可能な権利擁護支援モデル事業の取組」(大川市、社会福祉法人 大川市社会福祉協議会)	35
【身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業（総合的な支援パッケージを提供する取組）】	
◆「意思決定支援としての終活」(社会福祉法人 福岡市社会福祉協議会)	45
【身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業（包括的な相談・調整窓口の整備）】	
◆「身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応～岡崎市終活応援事業の実践～」(岡崎市、社会福祉法人 岡崎市社会福祉協議会)	57

総合的な権利擁護支援策に関する研修ライブ配信日程表

■12月16日(月)：

時間	科目	取組報告
	開 場	
13：00～13：05 (5分)	オリエンテーション	
13：05～14：05 (研修 60分)	「持続可能な権利擁護支援モデル事業」実施自治体による取組報告 テーマ1 法人後見、日常生活自立支援事業の取組に民間事業者等の参画を促す取組 テーマ3-② 虐待案件等を受任する法人後見など、都道府県・指定都市の機能を強化する取組	◆テーマ1： 京都府、社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 ◆テーマ③-2： 福岡県、公益社団法人 福岡県社会福祉士会 ◆コーディネーター： 厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室
14：05～14：15 (10分)	休 憩	
14：15～15：15 (研修 60分)	「持続可能な権利擁護支援モデル事業」実施自治体による取組報告 テーマ2 簡易な金銭管理を通じ、地域生活における意思決定を支援する取組	◆テーマ2： (1) 八尾市、社会福祉法人 八尾市社会福祉協議会 (2) 大川市、社会福祉法人 大川市社会福祉協議会 ◆コーディネーター： 埼玉福祉保育医療製菓調理専門学校 社会福祉士養成科 専任講師 大口 達也 氏
15：15～15：25 (10分)	休 憩	
15：25～16：25 (研修 60分)	「持続可能な権利擁護支援モデル事業」実施自治体による取組報告 身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業	◆身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業： (1) 総合的な支援パッケージを提供する取組： 社会福祉法人 福岡市社会福祉協議会 (2) 包括的な相談・調整窓口の整備： 岡崎市、社会福祉法人 岡崎市社会福祉協議会 ◆コーディネーター： 厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室
16：25～16：35 (10分)	まとめ・振り返り	
16：35	閉 会	

令和6年度 成年後見制度利用促進体制整備研修 ＜ライブ配信受講にあたってのお願い＞

1. ライブ配信への参加方法

- 研修当日のライブ配信（中継）は、オンライン会議システム「ZOOM（ズーム）」を利用します。
- 別途お送りしているメール本文に記載している会議のアドレス（URL）にアクセスしてください。URLをクリックするか、ZOOMのサイトからミーティングIDとパスコードを入力することで会議室に入ることができます。

ZOOMを使用したことがある方：

当日利用するPC等に、すでにZOOMが設定されている（インストール）されている場合、自動的にZOOMが起動します（画面表示に応じ、適宜操作をしてください）。なお、あらかじめ最新のバージョンに更新しておくことをお勧めします。

ZOOMを初めて使用する方：

事前にアプリのダウンロードをしておく、スムーズに接続ができます。下記ダウンロード先です。

- PCの方（ミーティング用ZOOMクライアント）：

https://zoom.us/download#client_4meeting

- iPhoneやiPadの方：

<https://apps.apple.com/jp/app/zoom-cloud-meetings/id546505307>

- Androidスマホ等の方：

<https://play.google.com/store/apps/details?id=us.zoom.videomeetings&hl=ja>

※ZOOMのテストサイト（ご自分のPCなどの接続を確認できます。）

<https://zoom.us/test>

2. ライブ配信中の留意事項

(1) お名前の表示について

- 当日は、受講決定者ご本人のお名前でお名前を受講してください（団体名等での受講はご遠慮ください）。お名前の変更はご自身で行うことができます。集合（対面）型の研修とは違い、参加者同士で直接、名刺交換をすることができません。相互のネットワークづくりのためにもお名前を表示するようにお願いします。なお、当日のZOOMにおけるお名前の表示は、「**ご氏名 ご所属**」としてください。（例）「長寿太郎 〇〇市」「成年花子 △△市社会福祉協議会」「後見次郎 □□成年後見センター」

＜ミーティング参加中に表示名を変更する方法＞

画面右に表示される参加者の名前が一番上に、ご自分のお名前が表示されます（参加者の名前が表示されていない場合、カーソルを画面下部へと動かすと、「参加者」のボタンがあらわれます。そのボタンをクリックすると表示されます）。ご自分のお名前の「詳細」（名前の変更）をクリックし、上記例のように入力の上、変更してください。



(2) 講義中のマイクミュート（消音）について

- 講師が話をしている場面では、常にミュート（画面下部・向かって左端のマイクのマークに斜線（／）が入っている状態）の設定としてください。
- マイクがONになっていると、本人や周囲の音・声が参加者全員に聞こえてしまい、講師の声が聞こえづらくなりますので、お気をつけください。なお、ビデオはON（ビデオのマークに斜線が入っておらず、ご自身のお顔が表示されている状態）に設定してください。



(3) 質問について

- 受講人数が大変多いため、申し訳ございませんが、ライブ配信中は質問を受けつけることができません。また、チャットへの質問等の書き込みもご遠慮ください。
- 質問がある場合、ライブ配信終了後、メールにて事務局までご連絡をお願いします。

(4) マイクのハウリング防止について

- 同じ職場の受講者が同一の会議室で受講するなど、近い場所で複数のPC等からZOOMに参加すると、ハウリングが起こる可能性があります。
- ヘッドセット（イヤホンとマイクが一体となったもの）を利用するか、なるべく離れた場所で受講することをお勧めします。

(5) 録音・録画について

- 講義や演習、BR等の録音・録画はご遠慮願います。

(6) ライブ配信当日のお問合せ等について

<欠席等のご連絡について>

- 当日のご連絡（欠席や遅刻、一時離席等）については、別途メールにてご案内する「ライブ配信日の欠席等連絡フォーム」から、ご連絡ください。

<トラブル発生時のサポート対応について>

- ライブ配信中に、音声が出ない、画面が表示されないといったシステム上の不具合が生じた場合は、一旦、ZOOMを退出して、再度URLをクリックの上、再入場してください。それでもうまくい

かない場合は、再起動の後、再入場を試みてください。

- 上記を行ってもうまくいかない場合は、サポート電話番号：070—5458—0872または070—5554—4024（ライブ配信当日に限りご利用可能）までお問い合わせください。
- 電話がつながりにくい場合は、連絡先等をご入力の上、koken2@nenrin.or.jp にメールをお送りください（本アドレスへのご連絡はシステム上のトラブルに限らせていただきます。欠席等のご連絡は、「ライブ配信日の欠席等連絡フォーム」にてお願いします）。順次、折り返しご連絡いたしますので、お待ち願います。なお、当日、事務局の担当職員は研修（ライブ配信）会場におりますので、事務所にお電話いただいても対応いたしかねます。上記、サポート電話番号にご連絡ください。

（7）受講者アンケートの実施について

- 今後の研修充実のため、メールでアンケートのご案内をさせていただきますので、ご提出をお願いいたします。

【テーマ1】

京都府における持続可能な権利
擁護支援モデル事業について

◆報告団体：京都府、社会福祉法人 京都府社会福祉協議会

京都府における持続可能な権利 擁護支援モデル事業について



京都府健康福祉部障害者支援課
社会福祉法人 京都府社会福祉協議会

1 京都府の概要（令和6年現在）



- 人口 2,522千人
うち京都市が約57%占める
人口10万超える市町村 26市町村中2市
 - 高齢化率 29.7%
 - 中核機関設置市町村（令和6年4月現在）
26市町村中15市町
 - 抱える共通課題
 - ・高齢化の進行と少子化
 - ・働き手の流出
- 特に、丹後圏域（京丹後市・宮津市・与謝野町・伊根町）、山城南圏域（木津川市・精華町・和束町・笠置町・南山城村）で顕著となっている。

2 圏域毎の高齢化率と成年後見等受任可能な専門職数

市町村	人口（人）	高齢化率（％）	①成年後見制度利用者数（人）	②日常生活自立支援事業利用者数（人） (②)/(①+②)（％）	①+②（人） (①+②)/人口（％）	後見等受任可能な専門職（人） (①/専門職 人)	市民後見人養成・社協の法人後見の実施状況
丹後圏域 (京丹後市・宮津市・与謝野町・伊根町)	85,135	38.8	188	153 (44.9%)	341 (0.40%)	6 (31.3人)	市民後見1市
中丹圏域 (舞鶴市・綾部市・福知山市)	183,249	32.6	369	267 (42.0%)	636 (0.35%)	8 (46.1人)	市民後見1市 法人3市
南丹圏域 (南丹市(一部)・亀岡市・京丹波町)	127,992	33.6	477	130 (21.4%)	607 (0.47%)	13 (36.7人)	市民後見・法人1市
京都市	1,442,411	28.4	5,054	769 (13.2%)	5,823 (0.40%)	113 (44.7人)	市民後見・法人あり
乙訓圏域 (向日市・長岡京市・大山崎町)	153,797	26.8	383	81 (17.5%)	464 (0.30%)	7 (54.7人)	法人1市
山城北圏域 (宇治市・城陽市・八幡市・京田辺市・久御山町 井手町・宇治田原町)	423,862	30.2	1,003	206 (17.0%)	1,209 (0.29%)	41 (24.5人)	なし
山城南圏域 (木津川市・精華町・和東町・笠置町・南山城村)	121,414	26.8	130	87 (40.1%)	217 (0.18%)	9 (14.4人)	市民後見1町 法人1市

(注) *2023年の統計を土台に作成

*専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会）に毎年調査を実施

*①成年後見制度利用者数は、京都家庭裁判所からの情報提供による人数

*②日常生活自立支援事業利用者数は京都府社会福祉協議会からの情報提供による人数

*市民後見人養成および法人後見の取組実施状況は、2024年現在のもの

2

3 京都府における成年後見制度利用促進の取組

○平成24年

高齢者虐待防止法及び障害者虐待防止法の施行により、京都府障害者高齢者権利擁護支援センター設置

【業務内容】

- ① 専門職チームの市町村への派遣、② 市町村からの電話相談、③ 一時避難所の利用調整、④ 人材の育成、⑤ 成年後見の利用促進、⑥ 周知啓発

○平成30年頃

京都府、京都府社会福祉協議会、京都家庭裁判所で月1回の会議を開始以後、定期的に3者で市町村へのヒアリング訪問を実施

○令和元年度～

各圏域において、成年後見制度利用促進に係る勉強会の開催
市町村に利用促進体制整備と中核機関を設置（令和6年7月末現在；16市町村設置済，2市準備中）

3

4 現状と課題の整理

①北部を中心に高齢化率が高いにも関わらず、受任可能な専門職の不足が顕著である。

→圏域を越えた専門職の選任が増加。

京都市内の専門職が、丹後圏域のケースを受任する例も発生。

②市民後見人養成・社協の法人後見に取り組む上でも人材確保・財政面で課題が多い。

→単独市町村では継続して養成することが困難で、取組が進みにくい。



京都府全体で担い手を増やす仕組みが必要。
また、市町村や圏域での対応が困難な事例についても、
府全域を対象とした受任体制が求められる。



法人後見を土台としたモデル事業を実施

4

5 事業内容（京都府）

京都府事業について

持続可能な権利擁護支援モデル事業

・ 事業概要

国のモデル事業を活用し、虐待等の困難事案や長期的支援が必要な事例を受任する法人後見など都道府県機能を強化する取組を実施することとし、府社会福祉協議会が実施する法人後見に要する経費の一部を補助する。

・ 補助額 1,200千円

・ 財源 持続可能な権利擁護支援モデル事業 国1/2、府1/2

・ 執行方法 京都府社会福祉協議会に補助金を交付

・ 関連事業

京都府権利擁護支援センター運営事業

予算額：21,808千円

財源：地域生活支援事業費等補助金、介護保険推進事業費国庫補助金、地域医療介護総合確保基金

5

6 府社協が担う法人後見の考え方・スキーム

(1) 「京都府社会福祉協議会が担う法人後見あり方について」（令和4年度検討会を開催・報告内容）

①視点

- ・市町村社協及び社会福祉法人との協力により京都府社協が法人後見を推進し、誰もが尊厳を持って生きることができる「総合的な権利擁護支援体制」の構築を目指す

②検討会提言（「新たな仕組み」の概要）

1	京都府社協・市町村社協の協働による法人後見の実施	①町村部；京都府社協が法人後見の実施（町村社協と共同実施） ②市 部；未実施社協の体制整備を支援 ③府内市町村社協の法人後見推進の後方支援
2	社会福祉法人参画による連携・協力体制の促進	①社会福祉法人の理解促進（地域公益） ②各種種別協議会との法人後見活用事例の研究 ③社会福祉法人による法人後見事業への参加促進
3	法人後見実施体制の構築と人材育成	①法人後見推進プラットフォームの設定 ②専門人材の育成 ③関係機関・専門職等との連携支援ネットワークの構築 ④基盤の整備（財源の確保・不正防止の仕組化）
4	総合的な権利擁護支援体制の推進	①地域福祉権利擁護事業と成年後見制度の一体的運用 ②多様な意思決定支援の方法の拡充 ・任意後見制度活用，死後事務委任契約の整備 ③居住支援 ・身寄りのない人の住替え支援，身元保証，見守り体制 ④簡易な金銭管理支援の仕組みの導入

6

6 府社協が担う法人後見の考え方・スキーム

(2) スキーム

①法人後見業務の責任（对被後見人等）

- ・府社協が法人後見人として被後見人等本人に対する成年後見業務の全責任を負う。

②法人後見体制整備（成年後見制度利用促進）

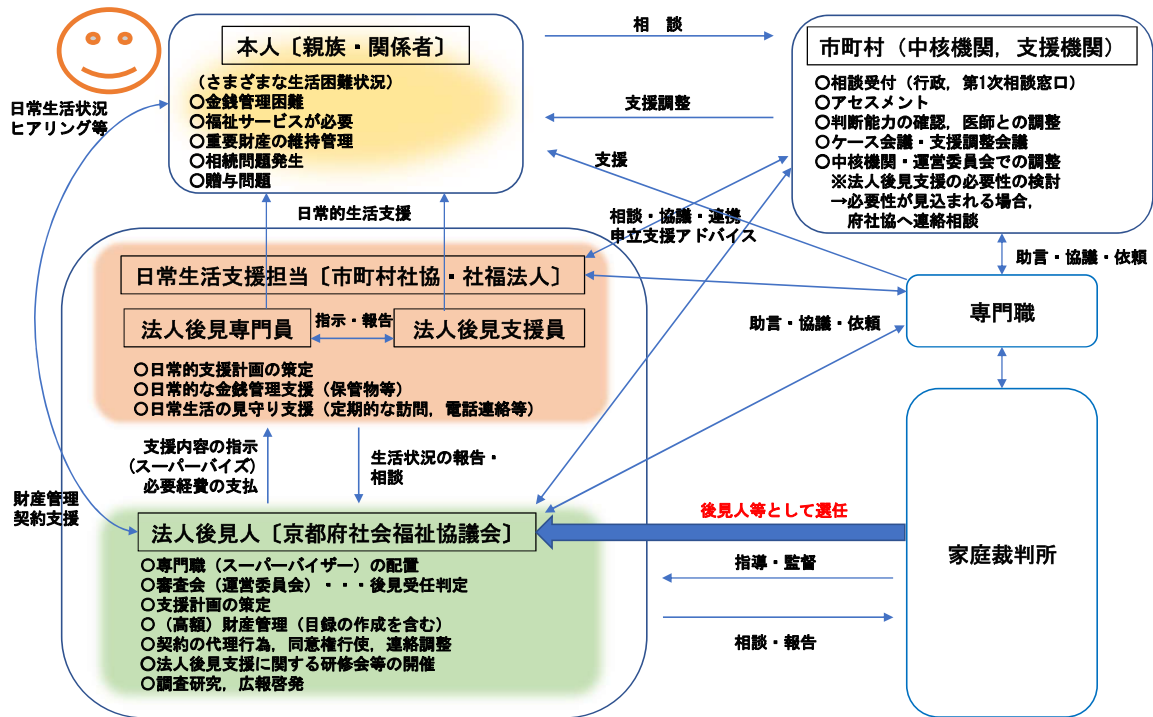
- ・法人後見事業推進（体制整備）は，成年後見制度利用促進に取り組む市町村の役割・責任である。
- ・府社協の果たす役割
町村部の法人後見事業の実施，未実施市社協の立上げ支援
社会福祉施設等利用者の権利擁護支援の仕組み化（社会福祉法人等との共同実施）
府内の法人後見事業実施団体等の推進支援

③府社協が担う法人後見スキーム

- ・市町村社協または社会福祉法人が日常生活支援を担当（業務委託）
- ・府社協は，財産管理，家庭裁判所等との調整，運営委員会の設置等の体制構築を担当
- ・中核機関，市町村関係機関・団体，専門職（団体），京都府等と地域連携

7

参考 府社協が担う法人後見（イメージ）



8

7 府社協が担う法人後見モデル事業（令和5年度～）

- (1) モデル事業アドバイザーの配置（京都社会福祉士会推薦）
- (2) モデル実施委託先町村社協との調整
 - ・ A社協， B町社協と， 法人後見実施体制の整備と受任調整（令和5年9月～）
 - 1) 中核機関・関係機関， 町村社協との協議
 - 2) 被後見人等と成年後見制度利用に向けた面談・ヒアリング
 - 3) 家庭裁判所へ申立支援
- (3) 社会福祉法人との連携（権利擁護支援のケース検討）
 - ・ 京都知的障害者福祉施設協議会（相談支援部会）と共同研究（令和6年6月～）
 - ・ 社会福祉法人C（京都府全域で障害者支援を展開）と協議（令和6年 11/7）
- (4) 府社協定款変更「成年後見事業」（令和6年2月）
 - A町社協及びB町社協も， 町社協の定款を変更（令和6年7月）

9

7 府社協が担う法人後見モデル事業（令和5年度～）

（4）京都家庭裁判所，京都府との調整

- ・「京都家庭裁判所からみた法人後見の委託についての懸念事項（令和5年10月）」

- ①実質的な利益相反の回避 ②府社協及び町村社協の役割分担イメージ ③町村社協の専門員や支援員への府社協の関与
- ④受託法人の適格性に関する調査・基準 ⑤町村社協及び専門員や支援員等に対する指導・監督等 ⑥損害賠償保険の加入
- ⑦町村社協の定款変更の予定 ⑧町村社協，専門員，支援員に対する養成・研修体制 ⑨事情変更が発生した場合の事務フローの作成

- ・家庭裁判所による適格性調査（令和6年8月～）

（5）法人後見実施に伴う規程の整備，運営委員会の設置，府社協内実務運用ルールの取決め

- ・法人後見実施要綱・法人後見運営委員会実施要綱の制定（令和6年6月）
- ・運営委員会の設置（第1回開催；令和6年6月，第2回開催；令和6年10月）
- ・モデル業務委託契約書（府社協⇄市町村社協・社会福祉法人）・仕様書の整備（令和6年7月）
- ・預貯金通帳/カードや現金の入出金・保管手順，法人チェック体制，不祥事対策の内規の整備（令和6年6月）

（6）担当者研修，会議の開催

- ・基礎研修（令和5年度〔3日間〕2/26，3/5，3/13，令和6年度〔4日間〕8/7，8/21，9/3，9/19）
- ・実務担当者研修（令和6年12/24，1/29）
- ・法人後見事業実施団体・社協連絡会議（令和7年2月予定）

10

8-1 A町 本人・町行政・町社協との調整状況

（1）事業の調整状況

- ・町社協への説明，ヒアリング，対象者の検討（令和5年9/28）
- ・中核機関（成年後見支援センター）への説明・協議，対象者の検討（令和5年10/31）
- ・中核機関（成年後見支援センター）運営委員会への説明（令和6年2/20）

（2）受任調整状況

○地域福祉権利擁護事業利用者（男性50代・障害，令和5年2月契約）を利用候補者として調整中

- ・右半身肢体不自由，てんかん，知的障害
- ・預貯金の管理，意思決定や訪問販売等への対応に不安，将来のグループホーム入所契約への備え
- 令和5年12/8 本人と自宅で面談（利用意思確認，申立支援）関係機関等ヒアリング（A町社協同行）
- 令和6年1/19 病院受診 → 診断書受理〔保佐相当〕（2/16）（A町社協調整）
- 6/4 申立書（保佐人候補者；京都府社協）が申立代理人によって，京都家裁へ提出
- 8/23 京都家裁調査官調査（法人後見実施団体適格性調査）
- 10/2 京都府社協保佐人とする京都家裁審判，審判確定（10/19）
- 11/13 本人に審判確定の報告，通帳・印鑑・保険証書等の授受，銀行手続（A町社協同行）
- 11/15 京都家裁に初回報告（財産目録作成，収支予定表作成）の提出

11

8-2 B町 本人・町行政・町社協との調整状況

(1) 事業の調整状況

- ・町社協への説明（令和5年 10/11）
- ・中核機関（成年後見支援センター），町社協，町内社会福祉法人への説明・協議（令和5年 10/26, 12/7）

(2) 受任調整状況

○80代男性，80代女性の2名を利用候補者（現在，調整保留中）

○地域福祉権利擁護事業利用者（女性60代・障害，平成30年契約，グループホーム利用）

- ・パーキンソン病（オンオフ減少），大腿骨骨折でADL低下，知的障害，唯一の親類縁者が高齢
- ・家計管理が困難（滞納等防止），自己決定が不安・精神面のサポート，消費者被害の防止，お寺・お墓の整理

令和6年 5/22 B町成年後見制度利用促進会議にて説明

※本人の意思確認・メリット，成年後見制度利用の必要性について多機関で慎重に検討

5/31 町役場（地域包括支援センター），町社協，府社協の三者でオンライン会議

6/5 B町社協から本人に成年後見制度利用意思を確認

8/5 B町・中核機関において支援調整会議（受任調整会議）を実施

（本人，B町社協，府社協，町役場＝包括支援C，相談支援事業所，Gホーム，府保護担当）

10/7, 21 申立意思の確認及び申立支援・生活拠点の確認（本人，町社協，府社協，町役場，弁護士）

11/11 申立書（保佐人候補者；京都府社協）が申立代理人によって，京都家裁へ提出

12

9 府社協の法人後見事業が目指すもの

(1) 一人ひとりの尊厳が守られる社会の実現

- ・人としての尊厳が大切にされ，多様性を認め合える社会
- ・孤独・孤立状況をなくし，人と人のつながりを結び直す
- ・すべての人が「我がごと」として，権利擁護の理解を広げる

(2) 総合的な権利擁護支援の仕組化

- ・本人の多様な権利擁護・生活支援ニーズに対応する支援策を構築
- ・すべての地域で，誰ひとり取り残さない体制づくり

(3) 広域支援を積極的に展開（特に，過疎地域）

- ・法人後見事業の一部機能の共同化とスタートアップ支援（運営委員会，ノウハウ，人材育成・研修，財源）

(4) 市町村が行う権利擁護支援の体制づくりをサポート

- ・権利擁護支援の体制整備の責任は，国や地方公共団体にある（府社協は後方支援）
- ・府社協が持つネットワークを活かす（特に，社会福祉法人等の協力）

13

10 社会福祉法人への期待

(1) 令和4年度「京都府社会福祉協議会が担う法人後見あり方検討会」の提言

「社会福祉法人参画による連携・協力体制の促進」

- ①社会福祉法人の理解促進（地域公益）
- ②各種別協議会との法人後見活用事例の研究
- ③社会福祉法人による法人後見事業への参加促進

(2) 社会福祉法人による法人後見（想定モデル）

- ①法人が独立して法人後見事業を実施
 - ・自法人利用者への法人後見と利益相反問題（裁判官の判断）
 - ・他法人利用者の法人後見支援の可能性
- ②市町村社協と協力実施
 - ・市町村社協実施の法人後見に社会福祉法人が協力するモデル（市部）
- ③府社協と協力実施
 - ・府社協実施の法人後見に社会福祉法人が協力するモデル（町村部ほか）
- ④知的障害者福祉施設協議会など種別組織等が法人格を取得して実施

14

10 社会福祉法人への期待

(3) 法人後見のスタイル（イメージ）

- ・社会福祉法人による法人後見 + 第三者による監督
- ・地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の補強型

(4) 社会福祉法人による地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）実施の可能性の検討

(5) 法人後見を実施することによるメリット

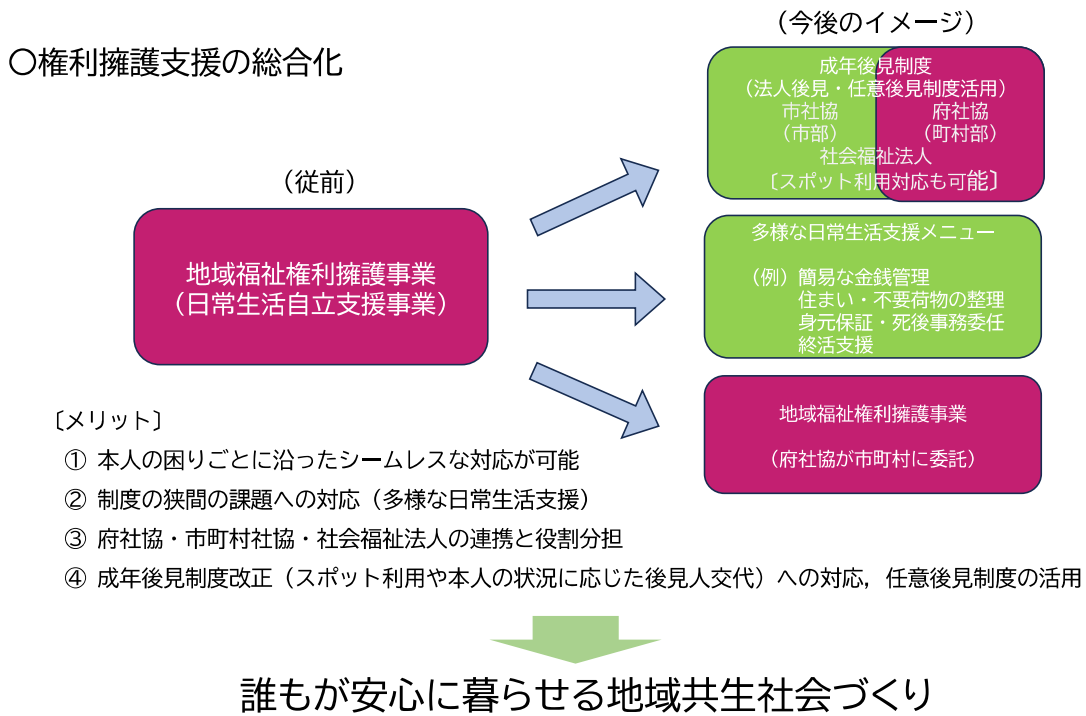
- ・本人
- ・保護者
- ・社会福祉法人，法人職員

(6) 令和6年度の取組み

- ・権利擁護支援を必要とするニーズ，ケースの研究（知福協・相談支援部会で共同検討 6/6, 8/9, 9/11）
- ・社会福祉法人C（京都府全域で障害者支援を展開）と協議（11/7）

15

1 1 総合的な権利擁護支援体制の構築



参考① 京都府の障害者の状況

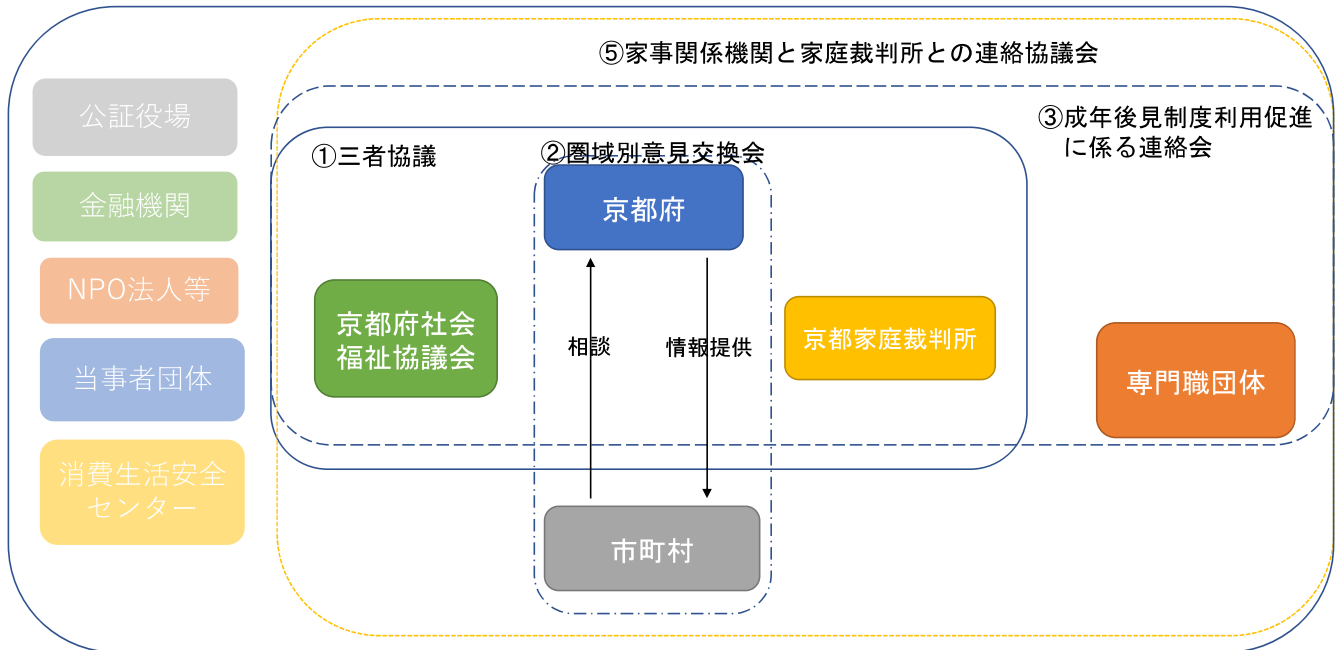
障害者手帳取得者数の推移

	平成18年 (障害者自立支援法施行)	令和3年	令和4年	令和5年	⑱→⑵ 増加率
身体障害	132,666	139,247	137,466	135,861	2.4%増
知的障害	17,909	29,234	29,904	30,508	70.4%増
精神障害	12,063	29,232	31,090	33,215	275.3%増
合計	162,638	197,713	198,460	199,584	22.7%増

- 65歳以上の障害者の増加(全国(単位:千人) 身体⑱2,211→⑳3,112 知的⑰15→⑳149 精神⑲91.3→㉑205.6)
- 「知的障害に対する認知度が高くなり、療育手帳取得者の増加が要因の一つと考えられる」(令和5年版障害者白書)
- 精神疾患の総患者数は増加傾向(認知症、うつ病の増加)
- 発達障害について、京都市は療育手帳、京都市以外は精神手帳を交付

参考② 京都府における権利擁護支援体制の構築

④地域福祉権利擁護事業に係る関係機関・団体との情報・連絡会議（都道府県協議会に位置づけ）



18

参考③ 京都府における権利擁護支援体制の構築

会議名	実施主体	参画団体	内容
① 三者協議	京都府、京都府社会福祉協議会、家庭裁判所	左記の通り	月1回実施し、市町村の状況や各団体の成年後見制度に係る取組等を共有
② 圏域別意見交換会及び勉強会	市町村 ※声掛けは京都府	京都府、市町村 ※テーマによっては、市町村社会福祉協議会等が参加	3ヶ月に1回程度実施し、府は他圏域や国の情報を共有し、各市町村は状況を共有。担い手育成等についても議論
③ 成年後見制度利用促進に係る連絡会	京都家庭裁判所	専門職団体（弁護士会、社会福祉士会、リーガルサポート）、司法書士会、ばあとなあ、京都府社会福祉協議会、京都府等	4カ月に1回程度実施し、各団体の状況を報告
④ 地域福祉権利擁護事業に係る関係機関・団体との情報・連絡会議 ※都道府県協議会に位置づけ	京都府社会福祉協議会	専門職団体、公証役場、京都府、市町村社会福祉協議会、当事者団体、京都府消費生活安全センター、市町村、金融機関、NPO等	毎年3月上旬に実施し、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）を中心に報告、議論
⑤ 家事関係機関と家庭裁判所との連絡協議会	京都家庭裁判所	京都府、京都家庭裁判所、市町村、専門職団体、京都府社会福祉協議会等	毎年1月下旬に実施し、取組を報告し、情報交換する。
⑥ 関西圏域交流会	大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県、兵庫県（持ち回り）	左記の通り	年度末に関西圏域が主体となり、管内市町村の成年後見制度利用促進のための会議を企画し、実施
⑦ 京都府内市町村交流会	京都府	ニーズや状況に応じて企画	府において、テーマを設定し実施

19

参考④ 現行地域福祉権利擁護事業の現状と課題

1. 現状

○地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）実利用者の増加

- ・10年間で、677人から931人に（1.37倍）
- ・非課税世帯58%，生活保護世帯33%（低所得世帯が91%を占める）

→ 判断能力が不十分で**低所得者の方のセーフティネット機能** = 非課税世帯公費負担の意義

○世帯属性では、障害世帯が54%を占める

○過疎地域の利用が高い（丹後圏域，中丹圏域，山城南圏域）

2. 課題

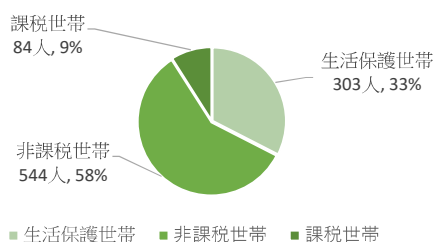
○地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）による支援の限界（制度の狭間問題）

- ・現行事業は、重要な契約締結支援や高額資産保有者の財産管理支援ができない（代理権なし）
- ・多様な生活支援ニーズに十分対応できていない（賃貸住宅入居，身元保証，終活支援等）
- ・判断能力はあるが，一人で行動することに不安を感じる人への支援策が不足（簡易な金銭管理）

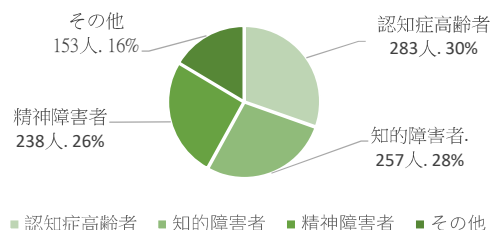
20

参考⑤ 現行地域福祉権利擁護事業の現状と課題（データ）

世帯別・利用者内訳 (R5年度末;931人)



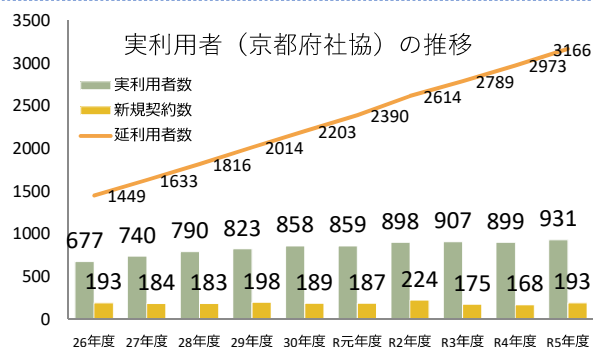
障害別・利用者内訳 (R5年度末;931人)



地区別・利用者内訳 (5年度末;931人)



実利用者（京都府社協）の推移



21

【テーマ3-②】

**福岡県持続可能な権利擁護
支援モデル事業について**

◆報告団体：福岡県、公益社団法人 福岡県社会福祉士会

令和6年度 総合的な権利擁護支援策に関する研修

福岡県持続可能な権利擁護支援モデル事業 について

令和6年12月16日(月)

福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課
公益社団法人福岡県社会福祉士会

1

1 福岡県の概況

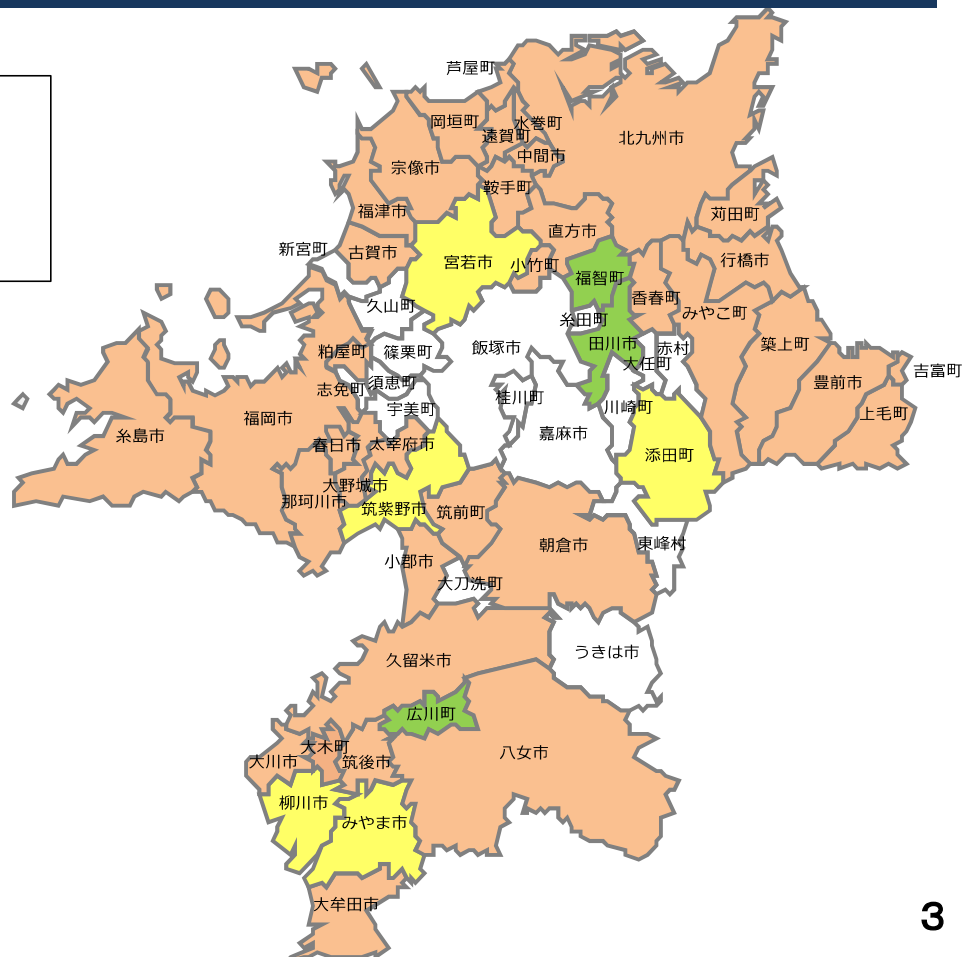
人口等

人口 : 508万人
高齢化率 : 28.1%
市町村数 : 60市町村

中核機関

設置済 : 36市町村
(R6.11月時点)

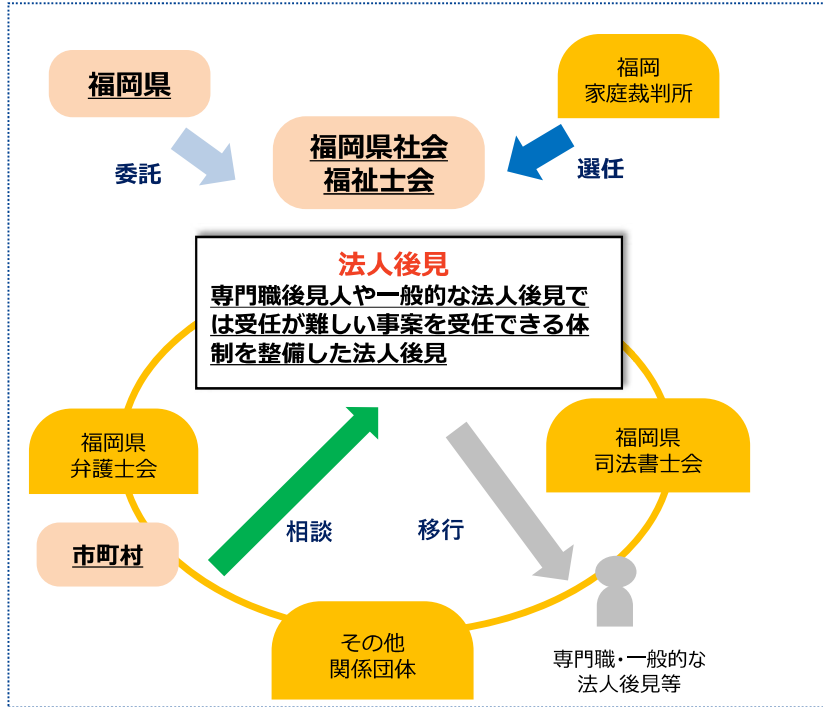
- 設置済
- R6設置予定
- R7以降設置予定



3

2 事業目的

福岡県においては、中核機関の設置加速に伴い、各市町村における支援検討が進み、虐待等の支援困難事案が増加している現状にある。また、今後、高齢者の増加に伴う成年後見制度利用者の増加により、さらに支援困難事案が増加していくことが予測される。そのため、本事業において、専門職後見人や一般的な法人後見では対応が困難な場合に、尊厳ある本人らしい生活を安定的に支えることができるよう、公的関与による法人後見実施体制の整備を目指している。



「公的関与による法人後見モデル事業検討委員会」を設置し、実際に県社会福祉士会が受任中のモデル事例を通じて、公的関与による法人後見の諸課題を実証的に検討する。

また、モデル事例のケース会議実施し、支援の諸課題を検討する。

【実施主体】

- ・福岡県社会福祉士会(県委託)

【財源】

- ・生活困窮者就労準備支援事業費補助金、
- ・一般財源

3

3 事業内容

R6年度の事業目標

「公的関与による法人後見モデル事業検討委員会」において、公的関与による法人後見の課題の洗い出しを行う。

事業内容

①公的関与による法人後見モデル事業検討委員会の開催(11月から月1回程度)

<想定する議題>

- ・対象案件に関する事
- ・業務執行者の確保、他専門職との複数後見に関する事
- ・コーディネート体制に関する事
- ・情報管理共有システムに関する事
- ・業務執行者の報酬の在り方に関する事
- ・移行の在り方に関する事

②ケース支援会議の開催(4回程度)

4

令和6年度 福岡県持続可能な権利擁護 支援モデル事業について



公益社団法人
福岡県社会福祉士会



5

1, 権利擁護センターぱあとなあ福岡事業内容

- (1) 成年後見制度に関する相談事業に関する事
- (2) 成年後見制度に関する啓発事業に関する事
- (3) 成年後見人等候補者の育成に関する事業
- (4) 成年後見人等候補者の名簿登録に関する事業
- (5) 成年後見人等及び成年後見監督人等の候補者の紹介に関する事業
- (6) 成年後見人等及び成年後見監督人等の支援に関する事業
- (7) 法人後見、法人後見監督に関する事業
- (8) 成年後見制度に関する専門職団体、関係機関との連絡
・調整に関する事
- (9) その他関連する事業

6

2, 実績(2023年度)

①名簿登録者数 319名

うち候補者名簿登録者 281名(受任率 88%)

②成年後見人候補者推薦状況(2023年4月～2024年3月)

・候補者推薦依頼件数 242件

・推薦件数 個人 190件

法人 13件

(うち中核機関への候補者推薦35件)

・候補者なしでの回答件数 39件

③活動報告書実績(2024年3月末現在)

受任件数 個人 1583件 法人 42件 未成年 4件

7

3. 法人後見

法人後見対応案件

2024年7月 49件

a) 虐待案件や触法障害者案件など、深刻な家族間対立や関係者からの不当な接触が予想される案件

a) 虐待 9件

b) 困難 14件

b) 総合的に見て個人での受任では過重の負担が予想される案件

c) 若年 3件

d) 高額 23件

c) 被後見人等が若年で継続的な支援が予想される案件

d) 高額資産の案件(1,200万円を目途の案件)

8

4. 「公的関与による法人後見モデル事業」

【モデル事業の枠組み～法人後見の強みを活かす～】

①専門性

- ・ばあとなあ名簿登録者による業務執行体制
- ・業務執行者の柔軟な組み立て(交代、複数体制)

②法人によるサポート

- ・重要な意思決定への法人の関与
- ・法人後見部会ケース担当のサポート、事務局との役割分担

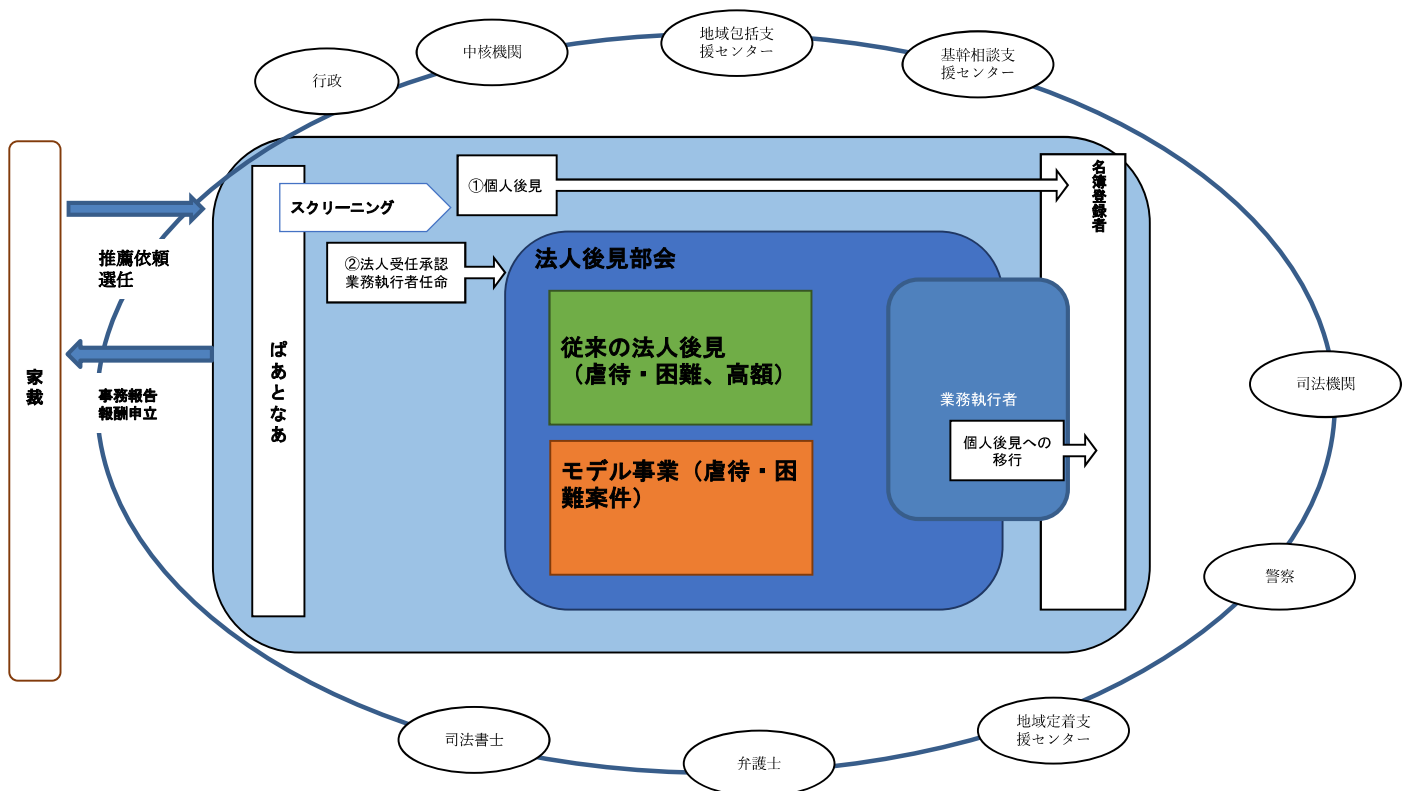
③ネットワークの活用:

- ・中核機関:「体制整備アドバイザー」「受任調整会議委員」の派遣
- ・虐待対応:「福岡県高齢者障がい者虐待対応チーム」の市町村への派遣
- ・被疑者・被告人、刑務所出所者等の入口、出口支援:
「福岡検察庁社会福祉アドバイザー」、「地域定着支援センター」との連携

④個人後見への移行

- ・初期の課題が解決した場合の業務執行者個人後見への移行

9



10

1、事業の目的

- ・虐待等の支援困難な案件については、専門職後見人や一般的な法人後見では対応が困難な場合があると指摘されていることから、尊厳のある本人らしい生活を安定的に支えることができるよう、公的関与による法人後見実施体制整備に向けた諸課題の検討を本会が受任している事例をモデルとして本年度は実証を行う。

2、事業の内容

1) 検討会議の開催

①開催日：月1回（2024年10月～）

②内容：受任中のモデル事例を通じて公的法人後見の諸課題を実証的に検討する。

- ・対象案件：虐待、支援困難、不当接触案件等。
- ・担い手の確保：業務執行者の確保、他士業との複数後見
- ・コーディネート体制
- ・情報管理共有システム
- ・業務執行者報酬のあり方

2) ケース支援会議の開催

①開催回数：4回

②内容：モデルケースの個別支援会議を必要に応じて実施し、支援の諸課題を検討する。

③メンバー：検討会委員、事例担当者、虐待対応チーム等アドバイザー

検討委員会の設置

委員長	本会理事
委員	ぱあとなあ委員会
委員	同法人後見部会
委員	法人後見業務執行者
委員	福岡県弁護士会高齢者障害者委員会
委員	成年後見センターリーガルサポート福岡
オブザーバー	福岡家庭裁判所後見センター
オブザーバー	福岡県地域ケア推進課

- 事例① 養護者による高齢者虐待、養護者によるクレーム対応に苦慮**
- ・養護者は、市の虐待対応（やむ措置分離保護、後見申立て）に納得せず、市に対して執拗なクレームを行い、行政不服審査請求、対応記録の開示請求も行っていった。
 - ⇒弁護士と本会の複数後見
 - ⇒チーム支援（市主催の関係者会議の定例化と役割分担）
 - ⇒業務執行者の秘匿
- 事例② 養護者（息子）による経済的虐待**
- ・町は虐待認定はしていないが、施設の協力を得て分離保護、居所秘匿。
 - ・長男は、町の担当窓口に来所、激高することがあり町は警察に通報したこともある。
 - ⇒本会法人後見の受任
 - ⇒町との連携と役割分担
 - ⇒親族には業務執行者を秘匿し、事務局で対応。
- 事例③ 刑務所出所者、女性保佐人への性的妄想**
- ・被保佐人は、窃盗罪の実刑判決により刑務所に服役し、出所。
 - ・保佐人（女性）に対して、面会時や手紙等で妄想による卑猥な言辞を繰り返すなどしていた。
 - ⇒保佐人の辞任と本会法人後見の受任
 - ⇒業務執行者はおかず、事務局対応。
 - ⇒居所離脱・ホームレス化時のホームレス支援組織との連携

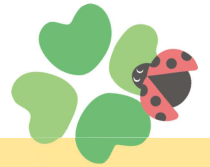
【テーマ2】

八尾市版持続可能な権利擁護支援モデル
事業について～多様な主体が参画する
八尾市見守り推進事業～

◆報告団体：八尾市、社会福祉法人 八尾市社会福祉協議会

八尾市版持続可能な権利擁護支援 モデル事業について

～多様な主体が参画する八尾市見守り推進事業～



八尾市 健康福祉部 地域共生推進課
八尾市社会福祉協議会 総務課 権利擁護センター

八尾市の概要



項目	数値等
(1) 人口	259,786人 (令和6年7月末時点)
(2) 高齢化率	28.3% (令和6年7月末時点)
(3) 要支援・要介護認定者数	18,791人 (令和6年3月末時点)
(4) 療育手帳所持者数	3,321人 (令和6年3月末時点)
(5) 精神障がい者保健福祉手帳所持者数	3,722人 (令和6年3月末時点)
(6) 日常生活自立支援事業利用者数	176人 (令和6年7月末時点)
(7) 地域包括支援センター	委託型：15か所、基幹型：市直営1か所
(8) 障がい者相談支援事業所	委託型：4か所、基幹型：市直営1か所
(9) 中核機関	社会福祉協議会へ委託 (市単独設置) 「権利擁護センターほっとネット」



八尾市の権利推進擁護事業の取組みについて

- 平成25年度：八尾市権利擁護センターを設置（八尾市社会福祉協議会へ委託）
- 平成26年度：市民後見人養成を開始（大阪府社会福祉協議会へ委託）
- 令和2年度：地域連携ネットワークにおける協議会の前身である連絡会を設置
連絡会の下に実務担当者が担うワーキング会議を設置
第4次八尾市地域福祉計画策定に合わせ、同計画内に八尾市成年後見制度利用促進計画をあわせて策定。
- 令和3年度：権利擁護支援における中核機関として、市社会福祉協議会に権利擁護センター「ほっとネット（ほっとかれへんネットワーク）」を設置
※令和元年度より準備に着手
⇒新たに設置した中核機関を中心に地域連携ネットワークの構築を図っている。

2

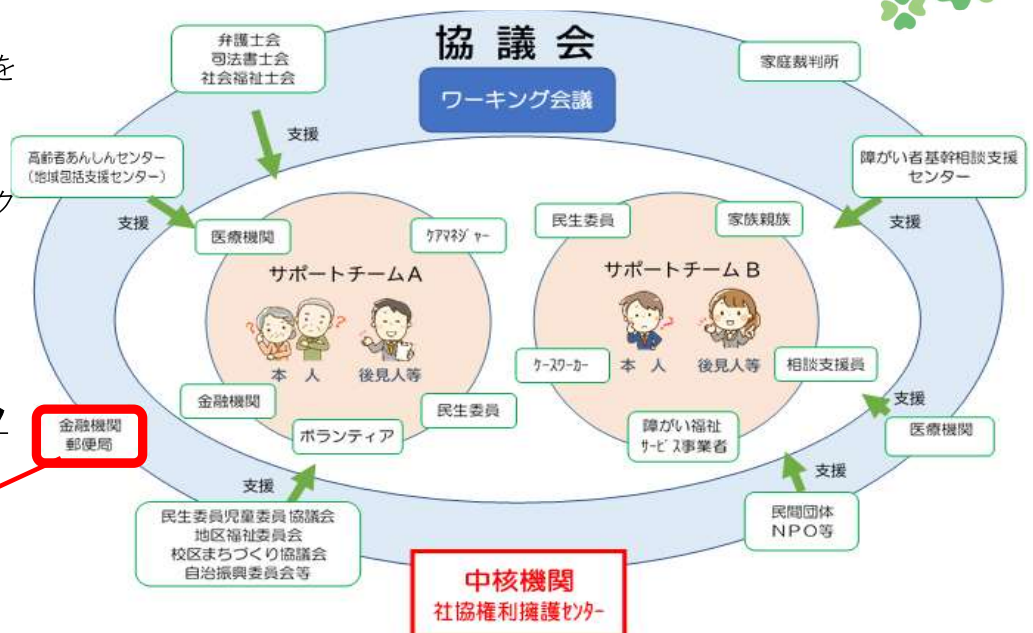
地域連携ネットワークについて

みんなの「ほっとかれへん」を集約した成年後見制度が必要な人に必要な支援をみんなでつながり行っていく、八尾市の地域連携ネットワークのしくみ



ほっとかれへんネットワーク

モデル事業スキーム構築にあたっての協議からネットワークへの参加につながる！！



3

権利擁護支援を取り巻く現状と課題（モデル事業に取り組むことになった背景）

本人

- ▶ 身寄りがなく（あるいは親族が遠方にしかおらず）、認知機能の低下など状態の変化に気付いてくれる人がいない。
- ▶ 高齢者等の消費者被害が増加しており（年間数億円規模）、見守りの目的強化が必要。
- ▶ 医療や契約等の説明を本人以外に聞く人がおらず、1人で適切に決めること、手続きすることが難しい。
- ▶ 本人が金銭管理できず、支えてくれる人や適したサービスがなく、本人を支援する中で事業者が関わらざるをえないケースがある。
- ▶ 緊急連絡先や身元引受人となる人がいない。

日常生活自立支援事業

- ▶ 相談件数が増加傾向にあり、現状待機者なしで対応しているが、今後、待機者が発生するなど、スムーズな契約が難しくなるおそれがある。利用者172名（令和6年10月末時点）生活保護受給者が全体の約8割を占める。
- ▶ 専門的知識を有するケースの増加等により、現在の職員体制での対応に限界が近づいている。精神障がい者の割合が全体の約半数を占める。

市民後見人

- ▶ 市民後見人としての活動終了後もまだまだ現役で活動できるが、登録の定年（70歳）がきてしまい、これまで培った経験を活かす機会がない。⇒20名の退会者の活躍の場がない状況。
- ▶ 意欲があるにも関わらず受任に至らず、待機中の市民後見人が一定数いる状況。登録者34名・受任者7名（令和6年11月末時点）⇒27名の担い手の活躍の場がない状況
- ▶ 受任件数を増やすための方策（専門職後見や日自からのリレー案件を増やす等）の検討が必要。

既存の制度のさらなる充実に加え、認知症高齢者等の増加により高まる権利擁護支援ニーズに対応するための新たな支援策についての検討が必要

多様な主体が参画する八尾市見守り推進事業をモデル的にを行い、その中で見えてきた課題や成果を既存の制度を含めた八尾市の権利擁護施策に還元していく

4

八尾市の市民後見人の取組み 概要①



○市民後見人バンク登録者推移

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	合計
登録	9	8	5	1	3	9	5	3	3	6	52
移管	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2
退会	0	0	4	4	3	2	0	1	6	0	20

年齢条件（70歳以下）が満たされず、退会となる ⇒ 34名のバンク登録者（R6.11月末現在）

○市民後見人受任件数推移

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	合計
受任	0	2	1	3	2	2	3	2	1	2	18
終了	0	1	0	1	1	1	2	3	1	2	12

7名の市民後見人が受任中（R6.11月末現在）⇒34名中7名が受任しているが、27名が待機中

5

八尾市の市民後見人の取組み 概要②

■八尾市市民後見人バンク登録者研修会の開催

市民後見人の活動報告と意見交換会
 第一部：市民後見人推進事業について
 第二部：市民後見人活動報告・意見交換会

交流の様子は
報告時に投影します



▲活動報告発表の様子



▲意見交換会の様子

▲令和6年度第1回八尾市バンク登録者研修会の開催 (八尾市・さぬき市・東かがわ市市民後見人合同バンク登録者研修)

■広報について

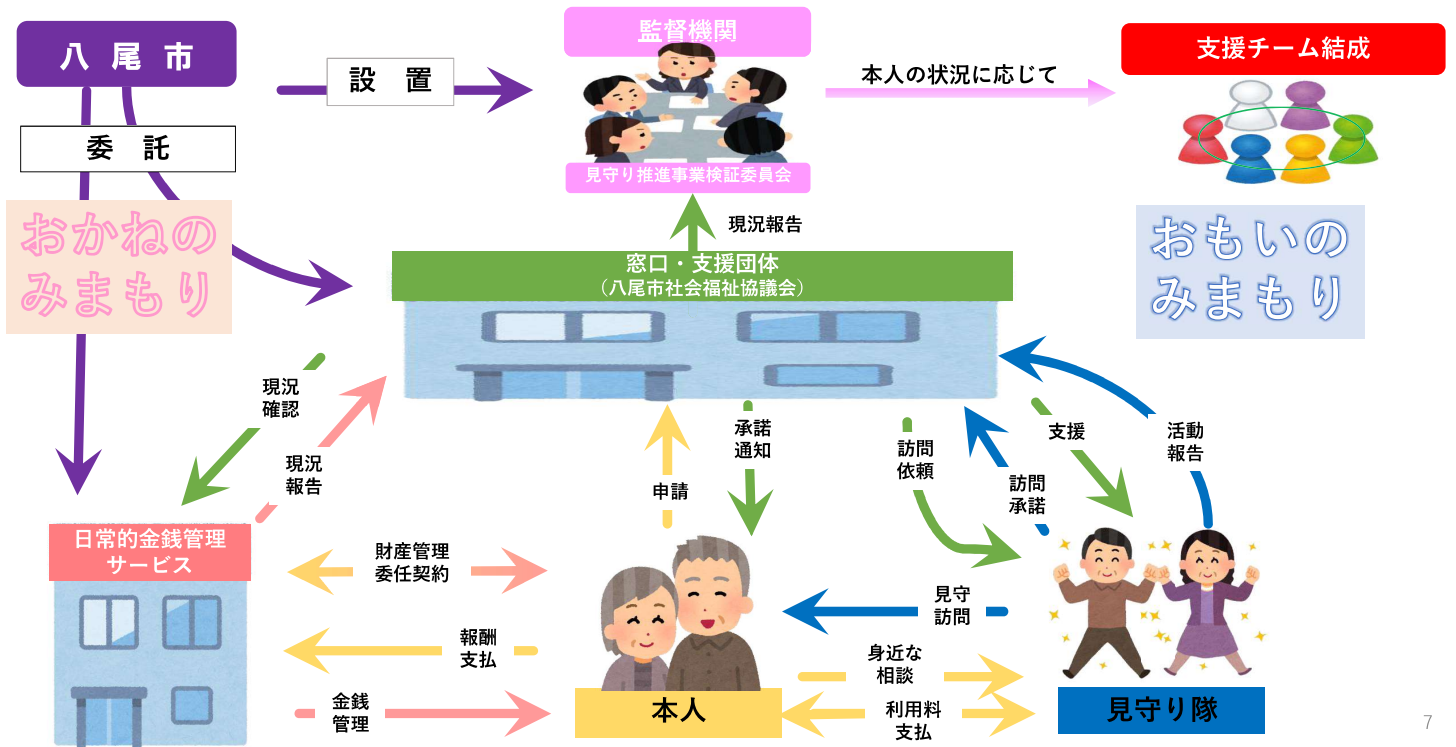
①八尾市市民後見人PRバッグの作成。バンク登録者の意見を集約し作成。バンク登録者へ配付。



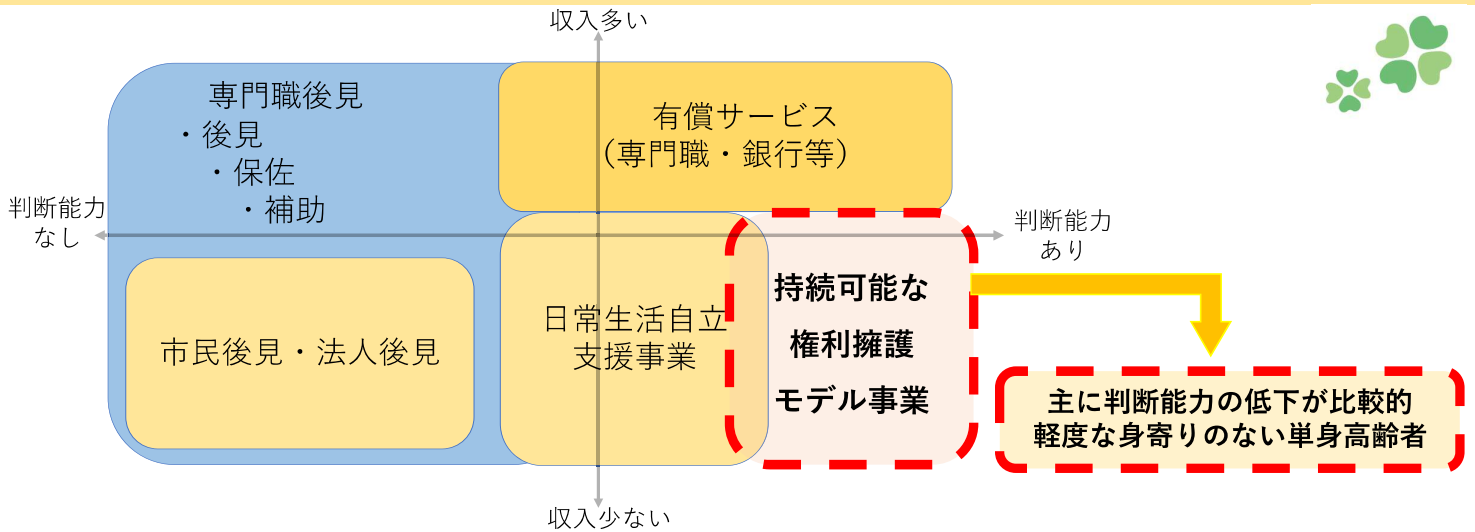
②市民後見人活動記録集の作成
 市民後見人の活動記録を、広く周知・啓発するとともに新規の市民後見人の活動の手引きとして活用していく。



【モデル事業】八尾市見守り推進事業 全体図



事業のターゲット層について



日常生活自立支援事業	モデル事業
認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない方（福祉サービスの利用援助、契約能力を有していることが必須）	判断能力の低下が比較的軽度で、事業内容等を一定程度理解ができる方で、身寄りのない又は親族が遠方にしかおらず、支援が受けられない単身である在宅生活者（福祉サービスの利用は問わない。）

8

モデルケース概要

ケース（1）

本人の概要	80代前半の女性、独居、年金暮らし 認知症は軽度だが、夫の急死による精神的なしんどさによるものもあり、少し物忘れが出てきた。頼れる人がいればありがたいが、どんな人が来てくれるのか不安がある。 本人の希望： 書類の管理や手続きが一人では難しく、誰かに手伝って欲しい。 お金の管理は今のところ自分でできる。
相談経路	地域包括支援センターより権利擁護センターへ相談が入る。
支援内容	見守り隊が月2回程度訪問し、本人に寄り添っての困り事の聴取や書類等の手続き支援を行う。 消費者被害と思われるような状況になった際（実際は違ったが）、関係機関と連携して対応した。 日常生活自立支援事業や成年後見制度へ移行するタイミングを市社協と相談していく。
結果・事業効果	認知機能の低下がみられ、日常生活自立支援事業への移行に向けて進めている。 見守り隊の定期的な訪問、見守り活動を通じて、本人の変化にいち早く気づくことができた。

月1回程度見守り隊が社協へ来訪し、日々の支援内容を報告。本人の様子や困りごと、見守り隊が対応に苦慮したこと等を都度共有し、見守り隊と社協だけでなく、地域包括支援センター・市とも共有し、チームで検討しながら活動をサポート。



9

モデルケース概要

ケース（2）

本人の概要	70代後半の女性、独居、年金暮らし 4年前まで娘と同居していたが、最近は交流なし。息子は、次男が亡くなっており、長男とも疎遠状態。 認知症状も目立った物忘れも見受けられず、身の回りの事も自身で行えている。 過去に保険の勧誘を受けた際、意に沿わない契約をしてしまい消費者センターへ相談したことがあった経緯から、地域包括支援センター職員より当事業の話を聞き、今回の利用に至る。 本人の希望：1人暮らしで、誰かが定期的に来てくれると安心
相談経路	地域包括支援センターより権利擁護センターへ相談が入る
支援内容	見守り隊が週1回程度訪問し、ご本人の訴え・思いを傾聴し、関係性を築きながら、本人の意思決定支援を行う。別途、傾聴ボランティアの利用を開始。
結果・事業効果	途中から傾聴ボランティア（無償）も利用されるようになり、本人より本事業の利用辞退の相談を受け、話し合いの末、利用解約となる。今後については、地域包括支援センターと情報を共有し、支援が必要な際には、権利擁護センターに連絡を入れてもらうよう地域包括支援センターと調整済み。

見守り活動のなかで対応に苦慮すること等があれば、社協がすぐ相談を受けて対応。地域包括支援センターとも都度共有し、ともに検討。本人より利用辞退の意向を受けた際も、地域包括支援センターと連携して対応した。

※どちらのケースも、本人・見守り隊・支援機関・市・社協が連携しながらチームで考えながら進めることができた。



10

監督機関について

○監督機関について

- 本事業の監督機関として「八尾市見守り推進事業検証委員会」を設置。
- 市と社協が連携しながら窓口団体として日々の事業を支援する中で生じた事象について、監督機関による専門的知見を有する第三者の立場から監督・助言・調査及び検討を行う。

構成メンバー

大阪弁護士会

大阪司法書士会

大阪社会福祉士会

○監督機関の役割

（1）見守り推進事業のあり方に関する事項

モデル事業として取り組む中で生じた課題や今後の進め方等について市・社協に対してご助言いただく。

（2）個別ケースにおける専門的知見を要する事項

（3）個別ケースにおける金銭の履行状況等の進捗管理

（4）後見制度等他の制度やサービスへのつなぎ等の検討

（5）見守り推進事業に関し必要な事項

11

モデル事業における課題①



本人

- 今回のモデル事業のターゲット層となった多くの方は、「今はまだ自分で生活できている。」「困った時に頼れる人がいるのはありがたいが、日々困っていることはない。」といった方であり、見守り隊が月2回程度訪問された際に、手持ち無沙汰のような状態になったので、掃除等のお手伝いをしても良いものが悩んだ。（見守り隊の定期報告書より）。
 - 個別の困りごとが解決すれば利用を辞めたいといった意見があり、モデル事業の利用目的を当初に把握しておく必要がある。
- ⇒「モデル事業のターゲット層に支援の手を伸ばすことは詐欺被害防止の観点や、制度のはざまの手立てとして有効である」と、地域包括支援センターの職員をはじめとする支援機関や八尾市見守り推進事業検証委員会でもご意見としていただき、モデル2ケースの中でも、定期的な見守りや制度につながるまでの仕組みとして効果的であった。
- 本人の声として「夫が亡くなってからの心の隙間を埋めてくれた。」
「溜まっていた書類を整理し、給付金も受け取れた。」等
- ⇒しかしながら、現行スキームでは、利用の継続には限界があることが分かったことから、認知機能の低下が見込まれるターゲット層への支援体制（見守り等）について検討する必要がある。

12

モデル事業における課題②



意思決定サポーター 「おもいのみまもり」

- 見守り隊登録者 現在**5名**（市民後見人**OB2名**、バンク登録者 **3名**）
 - 市民後見人OB及びバンク登録者に登録いただいているが、市民後見人として支援する場合（後見類型に限定）とモデル事業は利用者像が異なるうえ、活動内容が不明瞭であり、本人に寄り添う結果、市の想定以上の支援を見守り隊がしたい場合の制限などが課題となり、八尾市民特有の「おせっかい」を最大限に活かしていない。また、見守り隊のサポートについて、社協が相談対応する中で内容が多岐にわたり、モデル事業として助言に苦慮する。また、活動の際に事務費が発生するが、補填がないため見守り隊の自己負担となっている。
 - 特に困りごとのない利用者宅を訪問し、話を聞くだけで利用料を貰うことへの後ろめたさや、傾聴ボランティア等の他の活動で無償でやっていることとの違いが見出せずに苦慮させてしまっている。
- ⇒市民後見人・見守り隊の役割・特徴を踏まえ、活躍の場を提供し、おせっかい人材のリーダーとして活躍いただきたい。

その他 市民後見人バンク登録者の待機期間について

- 養成講座終了後、何年も待機期間が発生している現状である。
- ⇒市民後見人受任者を増やすため、施設等への出前講座の開催や、フォローアップとして登録者向けの研修会を実施する。

13

モデル事業における課題③



日常的金銭管理サービス 「おかねのみまもり」

- 縮小傾向にある金融機関等の窓口体制において、認知症疑いのある高齢者の方の対応に非常に苦慮している状況。
 - ・現状、認知症疑いのある方へのつなぎとして、日常生活自立支援事業や後見制度を案内するしかない。
 - ・本人に十分に説明をしたうえで金融商品を購入いただいたが、後から家族と加入について（なぜ高齢者にこのような金融商品を販売したのか等）トラブルになるケースがある。
 - ・毎日窓口を引き出しに来られる、通帳の再発行を何度も行う（要手数料）等、長時間の対応が発生。
- 詐欺被害防止の観点等から、金融機関の現金取り扱いの厳格化により検討が進まない状況。
当初想定していたような日常的に必要な生活費以外の大きなお金を管理する方策についても金融機関との協議が進まず、市内の信託銀行との間で、他に活用できる仕組みが作れないか等の協議を不定期に行っている。
- 施設入所者の金銭管理を行う者がおらず、やむを得ず施設で管理してしまうケースがある。

⇒どの金融機関等においても、モデル事業の主旨には賛同いただいたが、金銭管理サービス事業者としての事業参画については、非常にハードルが高い。厚生労働省のモデル事業実施自治体連絡会等において、モデル事業実施を通じて分かった課題や現状を報告している。

【テーマ2】

大川市における持続可能な権利擁護支援
モデル事業の取組

◆報告団体：大川市、社会福祉法人 大川市社会福祉協議会

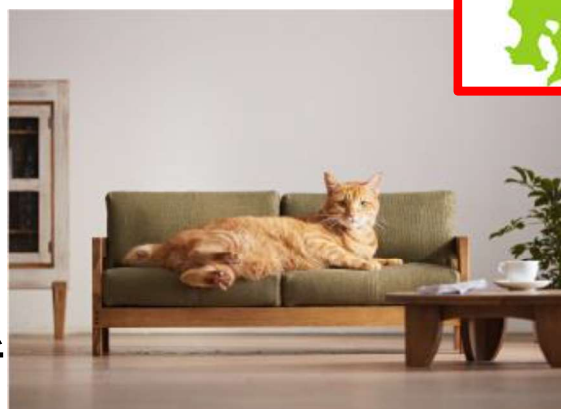
大川市における 持続可能な権利擁護支援モデル事業の取組

大川市福祉事務所
大川市社会福祉協議会



大川市の概要（R6.4.1）

- 人口 31,450人 うち65歳以上人口 11,603人
- 高齢化率 36.9%
- 面積 33.63km²
- 日常生活圏域 6 圏域
- 地域包括支援センター 3 か所
- 障害者相談支援センター 3 か所
- 成年後見センター(中核機関) 1 か所
- 市の特徴



- ☆日本一の家具産地。家具、建具、材木など、木に関わる会社だけで600社ほど。石を投げれば社長に当たります。
- ☆農水産業（水稻・いちご・海苔など）も盛ん
- ☆ふるさと納税返礼品数日本一
- ☆医師会が中心となり在宅医療介護連携を推進

大川市の取組み～持続可能な権利擁護支援モデル事業化のプロセス～

令和3年度 成年後見制度利用促進計画策定

庁内連携 健康課（高齢者担当）、福祉事務所（障害者担当）

庁外連携 社協（社会福祉法人連絡会）

令和4年度 成年後見センター（中核機関）設置

大川市権利擁護ネットワーク会議設置（地域連携ネットワーク）

※高齢者虐待防止ネットワーク会議と障害者虐待防止ネットワーク

会議を統合。金融機関を構成員に加え、アンケート調査実施

令和5年度からのモデル事業予算獲得

令和5年度 組織改編

※成年後見制度の事務を福祉事務所に新設の地域福祉係に統合

地域ケア会議

R3テーマ:認知症

→預金管理の課題

R4テーマ:身寄りのない人等

→身元保証の課題

意思決定の課題

※緊急に支援を要するケースが増加し、急遽、事務管理要綱策定し、4件支援

■ポイント

- ・既存事業を見直し、重複する組織や事務を統合
- ・地域ケア会議の機能を活用し課題を明確化、関係機関と認識共有

重層的支援体制整備事業への移行準備事業を活用

2

大川市の取組内容

【事業の背景・目的】

人口減少、少子高齢化の進行による一人暮らし高齢者の増加や、親族が遠方で支援が困難な市民が増加。これまで家族が担っていた金銭管理や生活支援などを担う人がいないため、日常生活のちょっとした困りごとが解決できないだけでなく、必要な入院や入所手続き、支払いができない高齢者が顕在化。

今後も身寄りのない市民の増加が見込まれる中、現在の成年後見制度や事務管理による支援だけで対応していくことは困難。

身寄りのない人も含め、市民が人生の最期まで安心して暮らし続けられるよう、また、担い手不足は金融機関や医療機関など市民の生活に必要なサービスの現場においても同様のため、できるだけ人的コストをかけない支援の仕組みづくりを行い、持続可能な大川市を目指す。



市、社協、成年後見センターで作戦会議

市のボランティアポイントデジタル化事業で連携していたKAERU（株）の持つKAERUカードの仕組みを活用し、人的コストをできるだけかけない仕組みづくりに取り組むこととなる。

DX、ICT活用

3

KAERUカードとは

Strictly confidential

サービス概要

お買い物や金銭管理などに不安を抱えている方が安心して使えるキャッシュレスサービスです。
マスターカード加盟店でチャージしたカード残高の範囲で利用できるプリペイドカードです。
主要機能として「**予算管理**」「**パートナー設定**」があります。



特徴1

1日に利用できる金額を
利用者ごとに柔軟に設定可能

特徴2

利用者情報、決済履歴、操作
履歴などの情報にアクセス

特徴3

チャージや一時停止など
ブラウザからすぐにサポート

4

大川市の取組み～身寄りのない人の入院等～

7月6日 権利擁護ネットワーク会議+
持続可能な権利擁護支援モデル事業検討部会

お互いの現状を知る

◆身寄りのない人の金銭管理の現状と課題認識の
共有

課題解決のためどんな支援があったらいいか

◆日常的な金銭管理サービス事業者のイメージ

◆意思決定サポーターの役割のイメージ



➡【規範的統合】私たちの取組内容

①身寄りのない人の入院・入所対応マニュアルの作成

**R6.2月完成「大川市身寄りがない人の入院や入所に関する支援
マニュアル」**

②身寄りのない人等の日常的な金銭管理支援の仕組みづくり

R6.2開始「大川市おひとりさま支援事業」

5

【協議の場】大川市権利擁護ネットワーク会議・モデル事業検討部会
医療機関や社会福祉法人も参加し、身寄りのない人等の入院や入所、
金銭管理支援の円滑化を検討

【管理監督団体】

- ①大川市
 - 事業実施、利用者証発行、相談・苦情の対応等
- ②権利擁護ネットワーク会議、専門職チーム（弁護士・司法書士・社会福祉士）
 - 定期的な状況確認、困難ケースに対する助言等
- ③大川市成年後見センター
 - 意思決定サポーターの登録・管理・マッチング・本人へのモニタリング

【金銭管理ICT活用】
KAERU株式会社

委託

【監督・支援団体】

- ①大川市
- ②大川市権利擁護ネットワーク会議
専門職チーム（弁護士、司法書士、社会福祉士）
- ③大川市成年後見センター

監督・支援

研修実施・支援

【日常的金銭管理サービス】

- ①大川市社会福祉協議会
- ②協定金融機関：大川信用金庫

【意思決定サポーター】

社会福祉法人職員
民生委員、市民

【日常的金銭管理サービス事業者】

- ①大川市社会福祉協議会
 - 利用相談受付、アセスメント
 - 預金通帳、印鑑、エンディングノート等の預かり
 - チャージ設定
- ②大川市と協定を締結した金融機関
入院や入所時の費用支払い
※入院時など本人が金融機関窓口へ行けない場合の入院費等の振込について、予め本人が依頼書を提出することにより、病院の請求に基づき本人の指定口座から直接振込

本人

地域ケア会議、重層的支援の多機関協働等で把握。

【意思決定サポーター】

- 大川市の意思決定サポーター養成研修修了者で市に登録した人
 - 定期的な訪問（月2回、1回1時間まで）
 - 行政手続きへの同行などを含む本人の意思決定支援
 - KAERUカードやPayPayアプリ等の使い方相談支援
- ※直接的な金銭管理や代理行為はしない

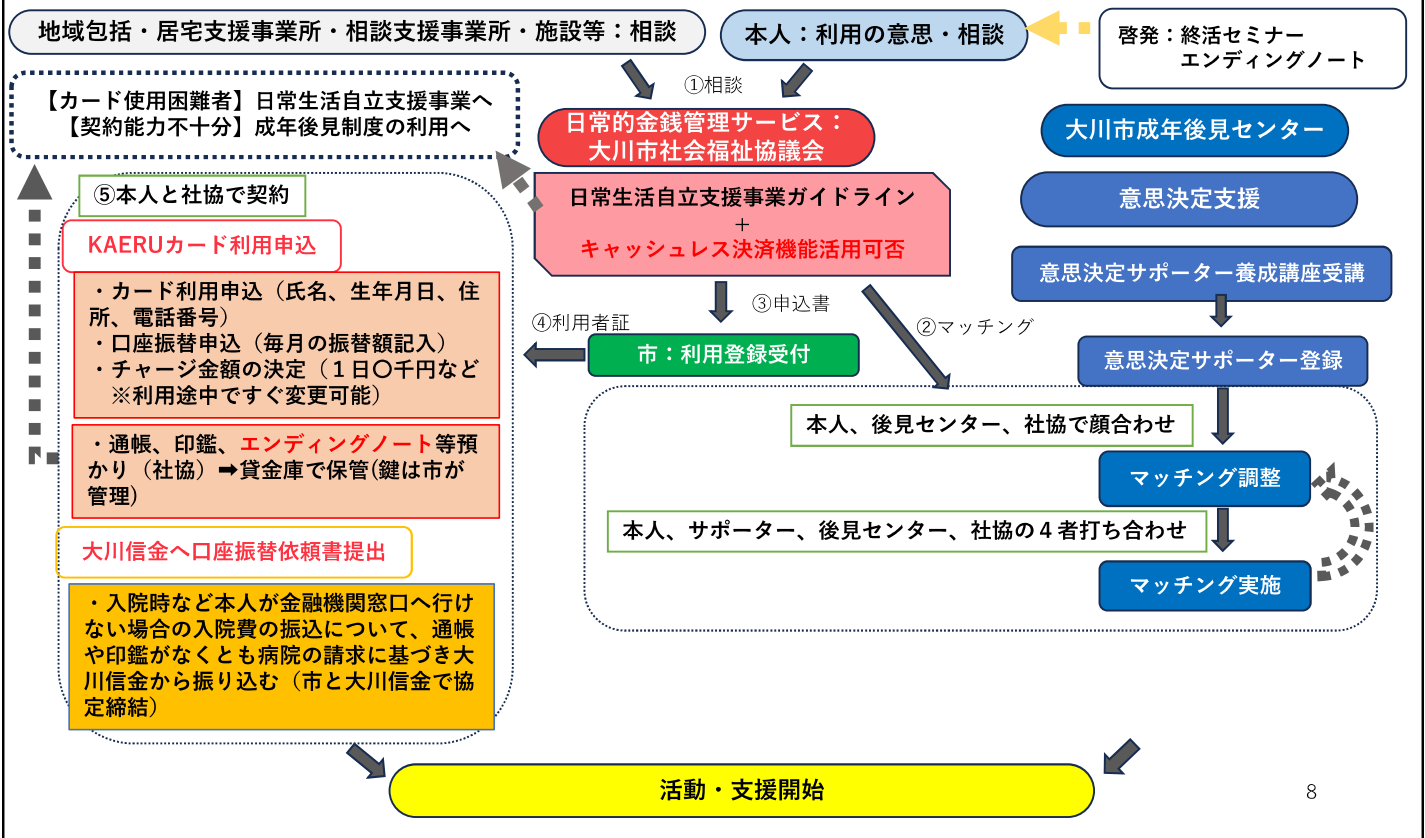
大川市の取組み～簡易な金銭管理・意思決定支援～

大川市おひとりさま支援事業における各主体の役割等

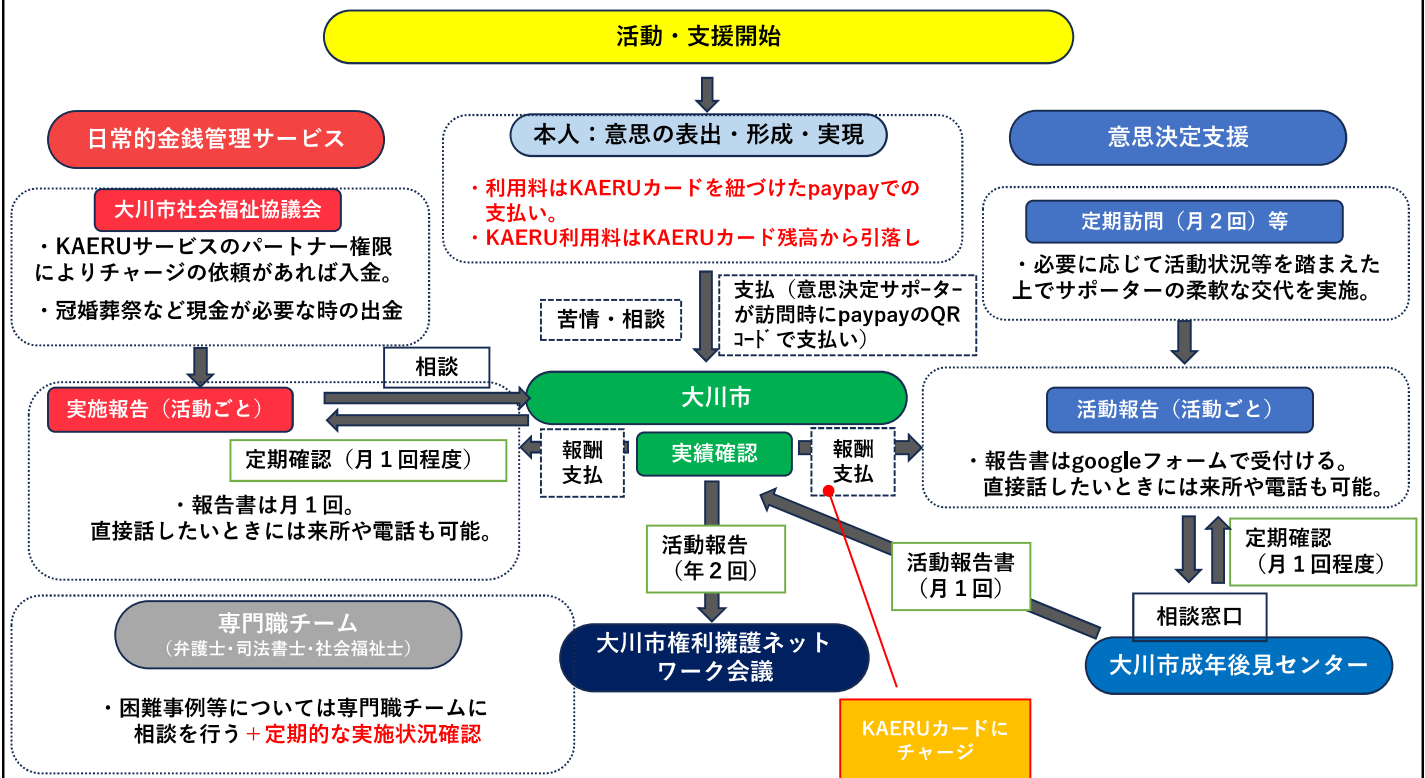
主体	日常的金銭管理サービス事業者	意思決定サポーター	管理監督団体	
担い手	大川市社会福祉協議会及び、大川市と協定を締結した金融機関	大川市の意思決定サポーター養成研修修了者で市に登録した者	大川市成年後見センター	大川市、権利擁護ネットワーク会議
役割等	大川市社会福祉協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・利用相談受付、アセスメント ・預金通帳、印鑑、エンディングノート等の預かり ・チャージ設定 金融機関 <ul style="list-style-type: none"> ・入院や入所時の費用支払い 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な訪問（月2回、1回1時間まで） ・行政手続きへの同行などを含む本人の意思決定支援 ・KAERUカードやPayPayアプリの使い方相談支援 ※直接的な金銭管理や代理行為はしない	<ul style="list-style-type: none"> ・意思決定サポーターの登録・管理・マッチング ・本人へのモニタリング 	大川市 <ul style="list-style-type: none"> 利用者証発行、相談・苦情の対応 専門職チーム <ul style="list-style-type: none"> 困難ケースに対する助言、定期的な状況確認
本人負担	※目安の金額 【一般】1,846円/月 【生保】1,346円/月 参考：成年後見制度の場合（報酬助成の上限額） 【在宅】28,000円/月 【施設等】18,000円/月			

【利用者の要件】以下の両方に該当する大川市民
 ・事業内容等が一定程度理解でき、KAERUカードを利活用できる者
 ・親族がいない、親族が障害又は認知症等により判断力が低下している、又は親族との関係が著しく疎遠である等の理由により親族から支援が得られない者

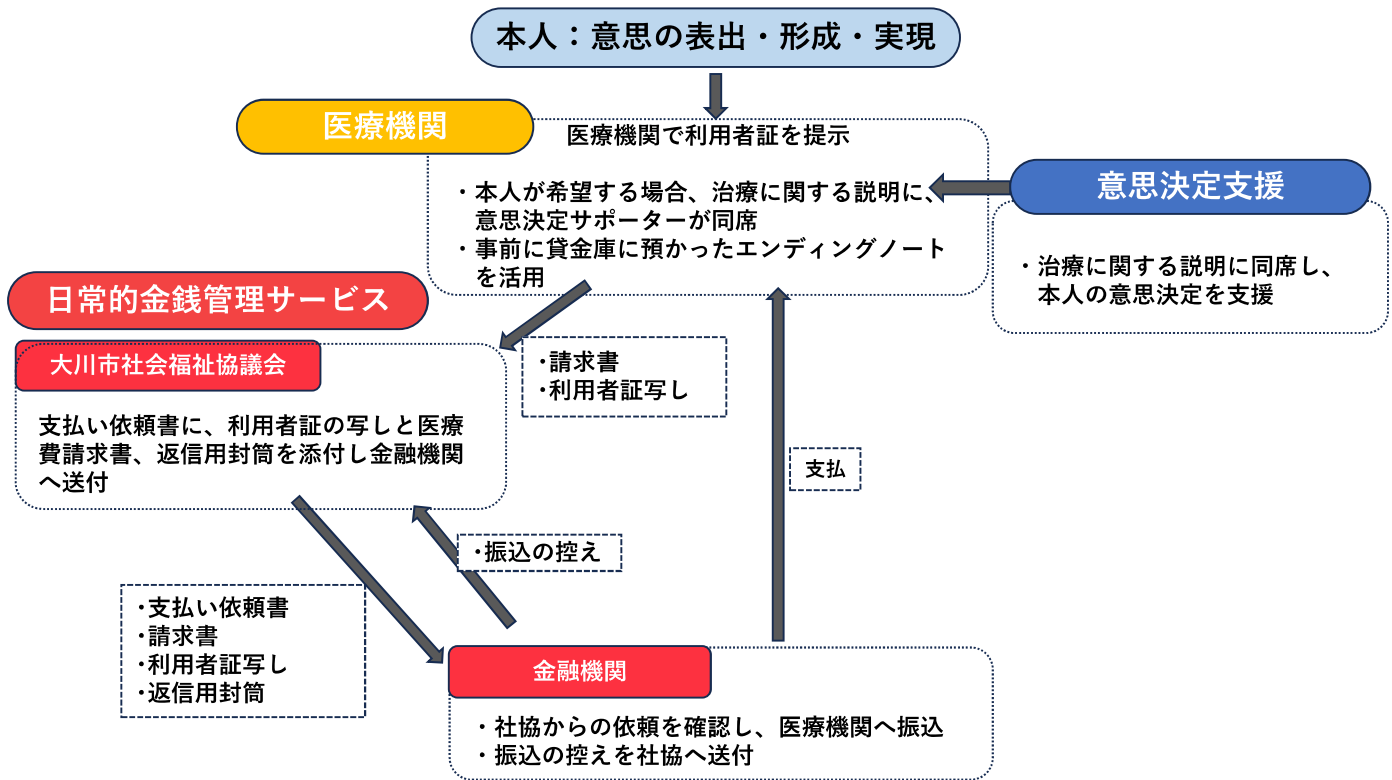
大川市おひとりさま支援事業の利用フロー 1/2



大川市おひとりさま支援事業の利用フロー 2/2



大川市おひとりさま支援事業 入院時のフロー



10

意思決定サポーターの状況（令和6年11月末現在）

登録者数：8名（社会福祉法人職員5名、元職員1名、市民2名）

令和5年度意思決定サポーター養成講座 （対象：社会福祉法人職員）

下記①～③を全て受講

①11月15日 大川市意思決定支援セミナー (120分)	総合的な権利擁護支援や本人の特性に応じた意思決定支援の基本を学ぶ
②12月8日 意思決定サポーター養成講座 (240分)	1.意思決定支援について 2.意思決定サポーターの役割 3.対象者理解・対人援助の基礎（高齢者・精神疾患・知的障がい・発達障がい）
③1月17日 意思決定サポーター養成講座 (210分)	1.大川市権利擁護支援の取組み 2.意思決定サポーター活動の実際 3.KAERUカード説明 4.意思決定サポーターの実務と事務、サポーターへの支援

令和6年度意思決定サポーター養成講座 （対象：市民）

①7月31日
大川市成年後見フォーラム（90分）
※導入講座

意思決定支援の基本的な考え方～「私の人生の主人公は、私」～

下記②～③を全て受講

②9月20日午後 意思決定サポーター養成講座 (240分)	1.意思決定支援について（座学+演習） 2.基本的態度・認識（研修パートナー（当事者）と一緒に演習） 3.振り返り
③9月21日午前 意思決定サポーター養成講座 (180分)	1.大川市の現状と権利擁護支援の取組み 2.障がいの理解（社会モデル・人権モデル） 3.意思決定サポーターへの支援体制と活動の実際（当事者、サポーターインタビューあり） 3.KAERUカード説明 4.意思決定サポーターの実務

11

おひとりさま支援事業利用状況（令和6年11月末現在）

利用者数：3名

属 性：Aさん 30代 女性 知的障がい（グループホーム入所中）

Bさん 80代 男性 高齢者（脳梗塞 入院中）

Cさん 30代 女性 知的障がい（グループホーム入所中）

Aさん

- ・グループホームに入所中
- ・週5日、一般就労中
- ・収入：年金+給料
- ・後見制度の本人申立て相談で成年後見センターが関与 ※申立て理由・財産管理支援。家族による支援は難しい。本人は、後見制度利用で使えるお金が増えることを期待していた。
- ・本事業の説明をすると、本人が本事業の利用を希望し、本事業の利用となる。

Bさん

- ・認知症の姉と同居していたが、脳梗塞で緊急入院。右半身麻痺あるものの、判断力あり
- ・子がいるが長期間疎遠で支援は望めず、兄弟も存命は認知症の姉のみ
- ・病院からの相談により本人に面会し、本事業の説明をしたところ、本人が利用を希望し、利用となる。
- ・入院中（一般の面会不可）のため、意思決定サポーターとのマッチングは未実施。リハビリのため転院し、今後、退院後の住まいや飼っていた猫の処遇について決定していくことになるため、その時点でマッチングを行う予定であったが、認知機能の低下がみられるため、他の支援制度への移行を検討中。

12

おひとりさま支援事業利用状況（令和6年11月末現在）

Cさん

- ・母とグループホームに入所中
- ・週5日、一般就労中
- ・収入：年金+給料
- ・母には成年後見人がついているが、本人の弟（一般就労）も含めて団地で生活していた時から家族のお金の流れが不透明であった。弟が一人暮らしをするのを契機に本人と母はグループホームへ移ることを選択。その後、本人の金銭管理について、本事業を利用することを希望し、利用となる。

利用開始までの流れ（Aさんの場合）

支援会議

支援会議を2回開催し成年後見制度とモデル事業を比較検討モデル事業を選択

ご自宅訪問

社協職員と後見センター職員でご自宅を訪問し利用申請書を受取り、市へ提出

マッチング

本人と意思決定サポーター2名、社協・後見の5者で会い訪問活動に合意

正式契約

市の利用者証を発行し、通帳等をお預かり初回訪問時の希望を確認

初回訪問

ショッピングモールで待合せKAERUカードを使って買い物を楽しまれた



13

利用開始した事例（Aさんの場合）

利用前の暮らし

【お金の管理】

- ・年金振り込み通帳はGHの金庫で預かり。
- ・工賃は、就労支援事業所で預かり、毎週3,000円を手渡ししている。通院費は別途渡している。

【お金の使い方】

- ・お小遣いの範囲で自由に買い物をしている。
- ・現金+手帳提示で「割引き」も活用している。
- ・財布にはワオンカードやいろいろカード類あり。
※勧められると断れないのかも

【手続き】

- ・書類へのサインは自分で行き、手続きは母や相談支援員が行っている。

【日用品の用意】

- ・自分で好きなものを購入している。

【休日の過ごし方】

- ・午前中は自分の昼食（カップ麺など）を持参し自立支援センターへ遊びに行っている。
- ・13時～14時頃GHへ帰宅するが、その間に自転車でショッピングモールなどへ寄り買い物

おひとりさま支援事業を取り入れた暮らし

【お金の管理】

- ・年金振込通帳は市が借りた貸金庫で保管
- ・給与は銀行振り込み→KAERU口座へ定額を振替（無料）
- ・必要な現金は月に1度社協職員と一緒に銀行で出金
- ・いつもより大きな出費の日は社協に連絡チャージ額変更

【お金の使い方】

- ・昼食購入や受診時に現金を使用
- ・自販機ではKAERUカード（コークオン）を使い購入
- ・サポーターと一緒にKAERUカードを使って買い物
慣れたら一人でも買い物（チャージ設定2,000円/日）

【手続き】

- ・サポーターが同行し、本人が自分で手続き
- ・急な入院でも入院費支払い支援を受けられるので安心

【日用品の用意】

- ・必要なものや気に入ったものを自由に購入
サポーターと相談しながらの買い物も楽しめる。

【休日の過ごし方】

- ・月に2回は意思決定サポーターの訪問あり。お金の使い方を相談できるので、新しいことにも安心して挑戦できる。
- ・これまでと変わらず、自由な時間も過ごしている。

14

大川市の取組み～効果と課題、今後の展開～

【効果】

市、市社協、後見センターだけでなく、三士会、金融機関、医療機関、福祉施設等と現状の認識及び連携した取り組みの必要性に関する規範的統合ができた。

3名の方へ支援開始し、意思決定支援と生活費の管理、入院費支払いができた。
事業の利用により、利用者のやってみたいことが広がり生活が充実してきた。

【課題】

身寄りのない人の入院入所

- ①入所者の病院受診時の付添などの事実行為を誰が担うのか

➡国の制度的対応が必要

- ②マニュアルの普及

➡多職種連携研修でマニュアルを使用した事例検討など実施

- ③市民の終末期に関する事前自己決定

➡終活セミナーや医療機関でのACP推進

簡易な金銭管理サービスと意思決定支援

- ①費用負担 ➡継続実施のためには財源措置が必要

- ②意思決定サポーターの人材確保 ➡市民への周知啓発、定期的な研修

- ③金融機関の参入拡大 ➡金融機関の理解促進（市町村レベルでは困難）

15

【総合的な支援パッケージを提供する取組】
意思決定支援としての終活

◆報告団体：社会福祉法人 福岡市社会福祉協議会

意思決定支援としての終活

1. 福岡市での取組概要

- ・福岡市社協による事業開発の流れ
- ・モデル事業の概要

2. モデル事業の実践

- ・終活サポートセンター
- ・ずーっとあんしん安らか事業
- ・やすらかソパック事業
- ・ICTを活用した新たなつながり作り
- ・実績と事例
- ・まとめ



福岡から日本の社会課題を解決する

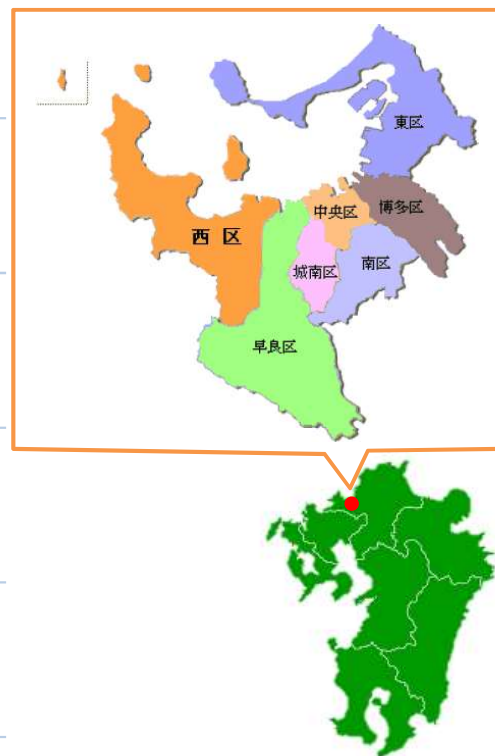
福岡市社会福祉協議会



1. 福岡市での取組概要

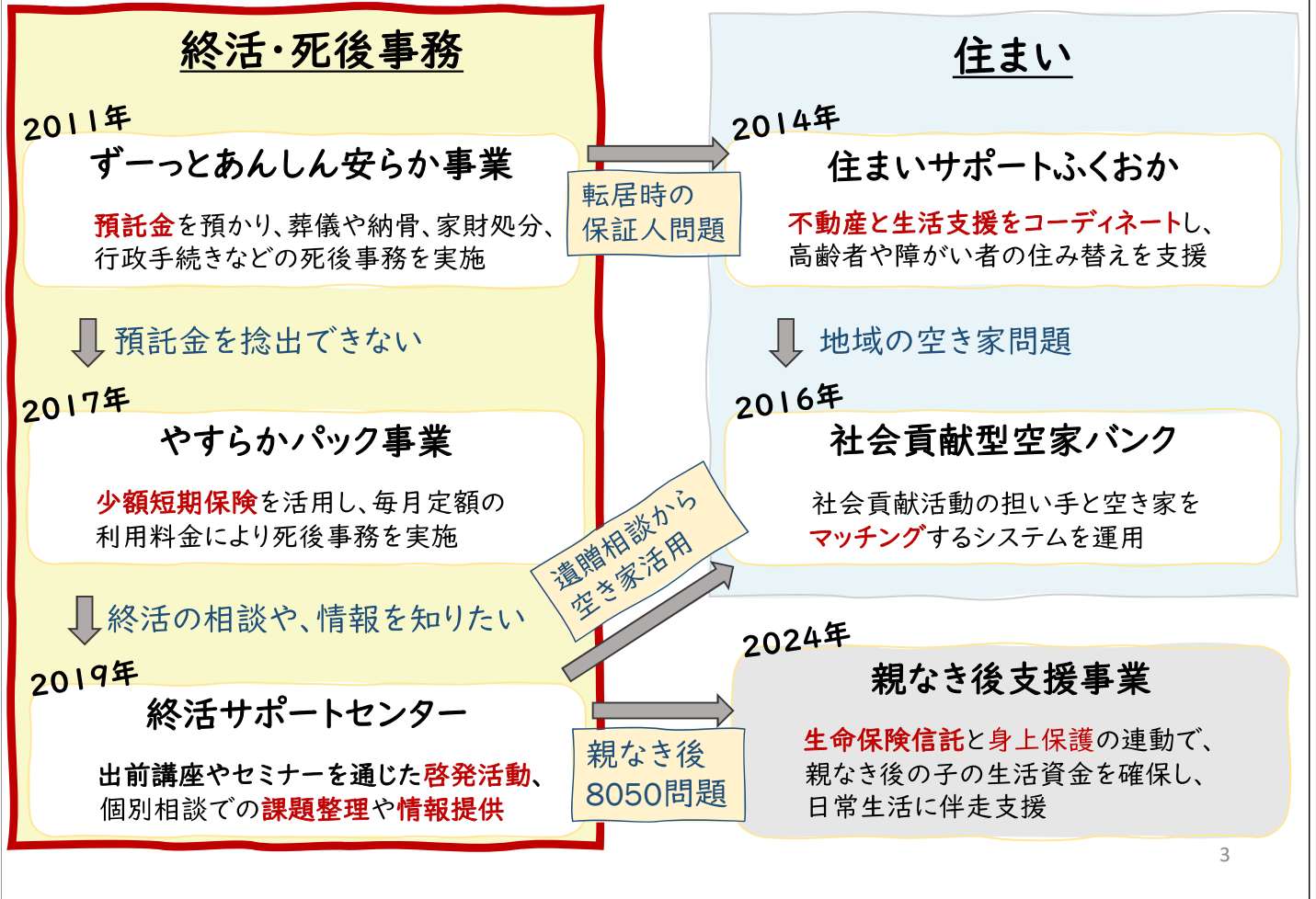
福岡市の概況

人口	1,656,221人	(令和6年9月1日時点 ※)
世帯数	887,888世帯	(令和6年9月1日時点 ※)
単身高齢者世帯数	81,715世帯	(令和2年国勢調査)
65歳以上高齢化率	22.2%	(令和6年7月末時点 ※)
75歳以上高齢化率	11.8%	(令和6年7月末時点 ※)



※出典:住民基本台帳登録人口より

1. 福岡市での取組概要 - 福岡市社協による事業開発の流れ



1. 福岡市での取組概要 - モデル事業の概要

事業の目的

- ・身寄りのない高齢者等が抱える生活課題に対応するため、福岡市社協との**死後事務委任契約**により、葬儀、納骨、家財処分や行政手続きなどの**死後事務への不安を解消**する。
- ・転居、入院、入所時などの身元保証を代替する支援や、日常生活上の**見守り、相談支援や緊急対応などの生活支援サービスを提供**することで、本人の希望に寄り添った意思決定支援を実施する。
- ・**見守り・交流アプリ「スグニー」**を活用し、本人への**安否確認をオンラインで効率的かつ効果的に実施**するほか、本人と遠方の親族や民生委員、医療・福祉職などのつながりを強化し、意思決定支援の底上げを図る。

事業スキーム：死後事務委任契約を軸とした意思決定支援パッケージ



2. モデル事業の実践 - 終活サポートセンター

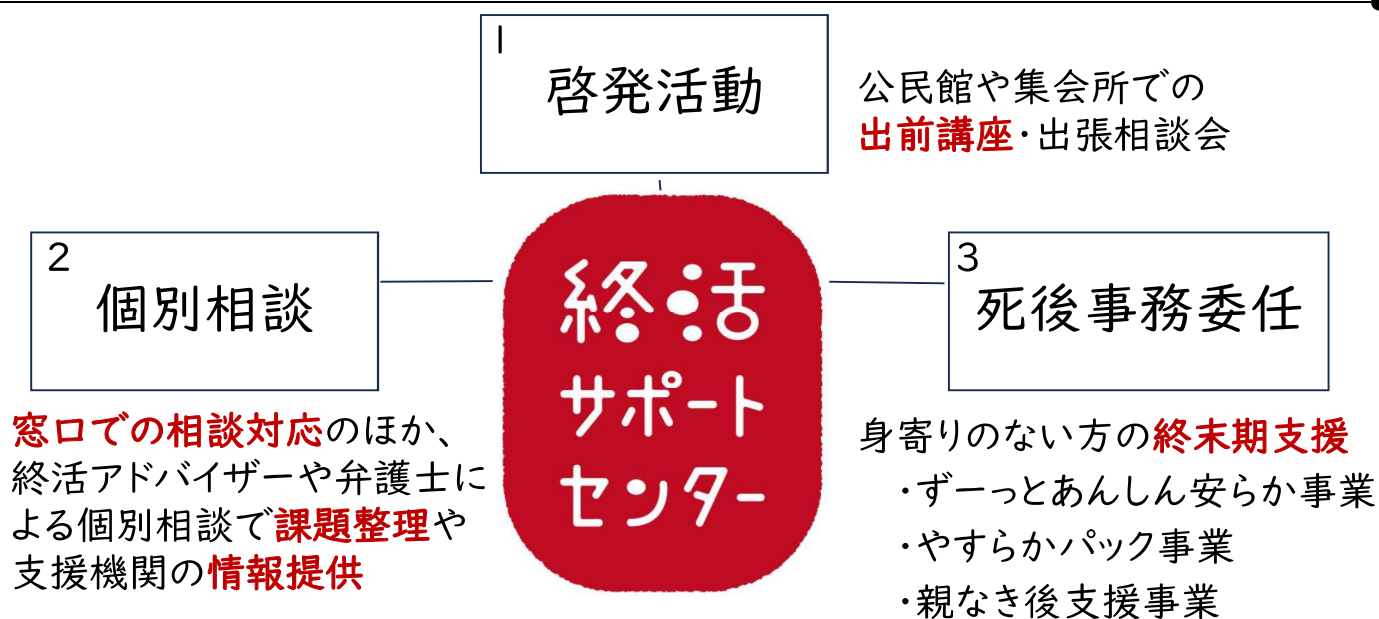
終活サポートセンターの設立経緯

- 終活の内容は多岐にわたるものの、**ワンストップ**で総合相談ができて、かつ市民が**安心して相談できる窓口**は少ない
- おひとり様が増え、「家族に頼ったあり方」を変える必要性 = **「家族機能の社会化」**に向けた啓発
- 早い段階から自身の将来について考え、生き方や逝き方を決める準備のお手伝い = **意思決定支援**

5

2. モデル事業の実践 - 終活サポートセンター

三つの機能



職員体制

職員体制		
正職員	2名(係長・主任)	事業運営、渉外など
専門員	3名(嘱託職員)	相談対応、契約・死後事務など
支援員	2名(短時間勤務職員)	定期連絡・訪問(「ずーっと」のみ)

6

2. モデル事業の実践 - 終活サポートセンター

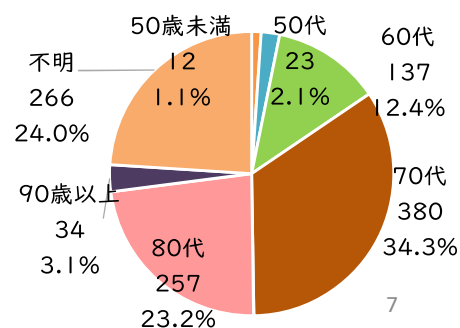
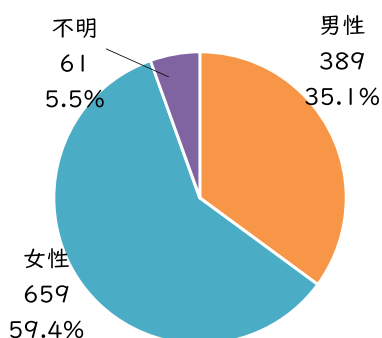
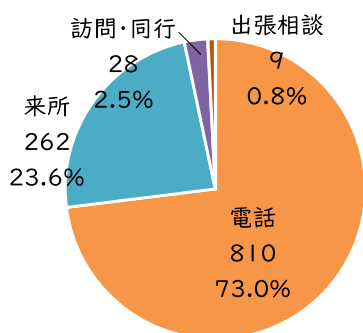
相談実績

●R5年度 相談件数：1,109件 ※延べ件数

	相談方法	件数
1	電話	810
2	来所(予約制含む)	262
3	訪問・同行	28
4	出張相談	9

	性別	件数
1	男性	389
2	女性	659
3	不明	61

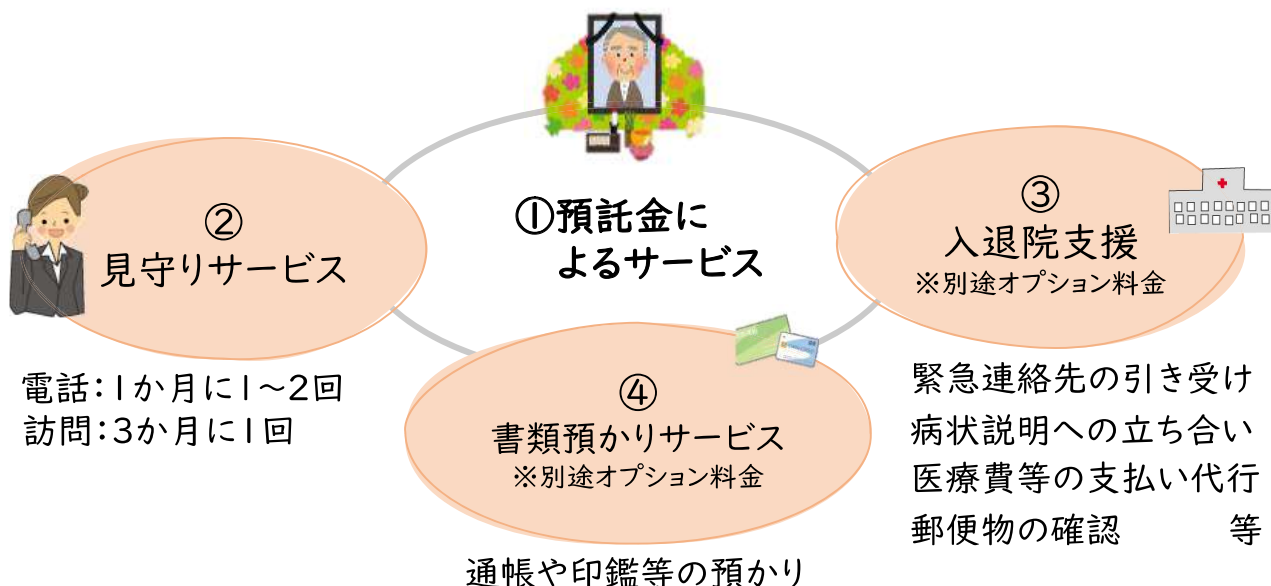
	年代	件数
1	50歳未満	12
2	50代	23
3	60代	137
4	70代	380
5	80代	257
6	90歳以上	34
7	不明	266



2. モデル事業の実践 - ゴーっとあんしん安らか事業

制度概要

あらかじめ**預託金**をお預かりして、契約した方が亡くなった時に、預かった金額内で葬儀・納骨・公共料金等の精算や家財の処分などの死後事務を行う事業。



2. モデル事業の実践 - ずーっとあんしん安らか事業

対象要件 ※次のすべてに該当する方

- ① 福岡市内に居住する70歳以上の方
(世帯全員70歳以上であること)
- ② 明確な契約能力を有する方
- ③ 原則として子がない方
- ④ 生活保護を受給されていない方

9

2. モデル事業の実践 - ずーっとあんしん安らか事業

契約事務

- ① 預託金返還のために、
引渡人を決める 又は 公正証書遺言を作る
- ② 葬儀内容・納骨先の確認
- ③ 家財処分の見積り
- ④ 預託金額の決定
- ⑤ 支援計画書の作成
- ⑥ 契約

10

2. モデル事業の実践 - ゴーっとあんしん安らか事業

死後事務

- ① 死亡の連絡を受ける
- ② 葬儀社に連絡
- ③ 葬儀社にて、葬儀打合せ、見積もり
- ④ 葬儀・出棺・火葬・納骨の実施
- ⑤ 家財処分の実施
- ⑥ 事務手続きの実施
例えば、
 - ・区役所：保険証や手帳の返還等
 - ・年金保険事務所：年金停止の手続き等
 - ・その他：住宅退去手続き、公共料金精算等
- ⑦ 預託金精算 → 引渡人又は遺言執行者へ返還
- ⑧ 契約終了

11

2. モデル事業の実践 - ゴーっとあんしん安らか事業

1 入会金、年会費

- ①入会金 15,000円 ②年会費 10,000円/年

2 見守りサービス

見守りサービス 無料

3 入退院支援サービス

- | | | | |
|----------|----------|----------|----------|
| ①緊急連絡先のみ | 原則無料 | ④入院中支援 | 2,000円/回 |
| ②入院前支援 | 2,000円/回 | ⑤退院支援 | 2,000円/回 |
| ③入院時支援 | 2,000円/回 | ⑥転院・入所支援 | 4,000円/回 |

4 預託金

- ①葬儀・納骨 + ②必要経費等の支払い 500,000円～
③残存家財処分サービス 業者見積額

5 書類預かりサービス

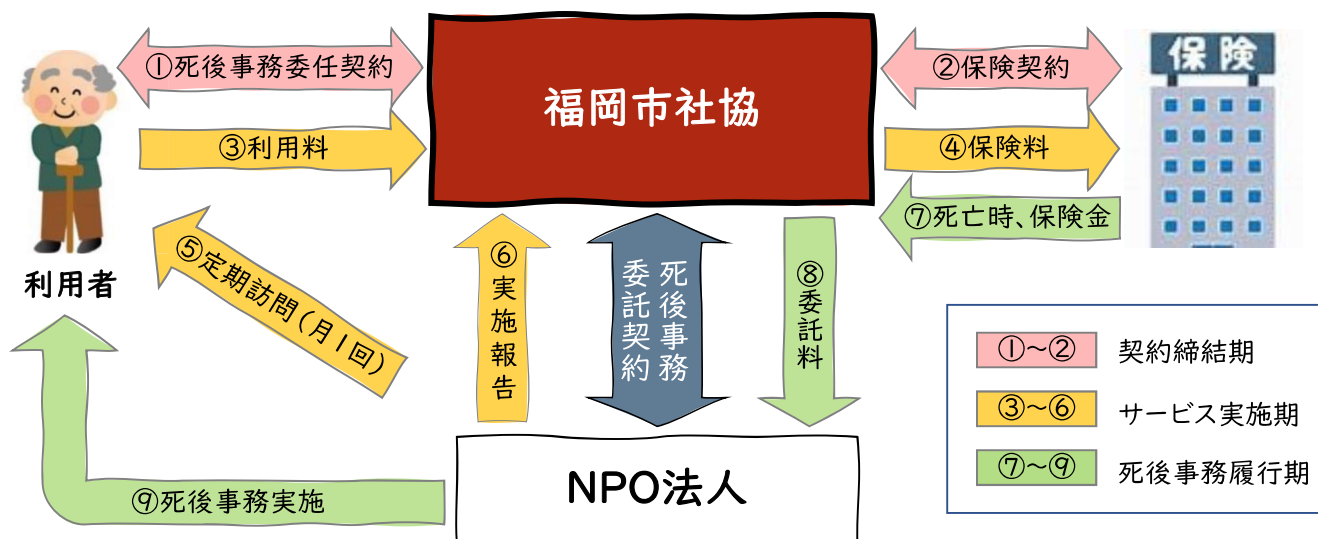
書類等預かり 3,000円/年

12

2. モデル事業の実践 - やすらかパック事業

制度概要

生前の契約により、**毎月定額の利用料金の支払いのみ**で、直葬、納骨、家財処分、役所の手続きなどの死後事務をおこなう事業。



13

2. モデル事業の実践 - やすらかパック事業

制度概要

<サービス内容> 委託業者 (NPO法人) が実施

生前支援

- ① 月1回の定期訪問

死後事務

- ② 直葬 ※直葬のみ、葬儀社指定不可
- ③ 納骨 ※原則、指定埋葬先へ納骨。購入済の納骨先があれば対応可
- ④ 家財処分
- ⑤ 行政手続き等
- ※ 本人の財産は預かっていないため、清算業務は遺言執行で対応

<利用料金>

【契約時の年齢】と【健康状態】で、利用料は決定する

契約年齢	利用料(月額)
40～69歳	3,000円 ～ 4,500円
70～74歳	3,500円 ～ 5,250円
75～79歳	4,000円 ～ 6,000円
80～84歳	4,500円 ～ 6,750円
85～89歳	5,000円 ～ 7,500円

14

2. モデル事業の実践 - やすらかパック事業

対象要件 ※次のすべてに該当する方

- ① 福岡市内に居住する40歳以上90歳未満の方
- ② 明確な契約能力を有する方
- ③ 生活保護を受給していない方
- ④ 保険会社の申込要件に該当する方
(必須:5年以内に癌を罹患していない、要介護2以下)
- ⑤ 死後事務を行うことのできる親族がいない方
- ⑥ 『声の訪問』等の見守りサービスを利用できる方

※『声の訪問』とは、福岡市が65歳以上の高齢者等を対象に、日曜・祝日以外の決まった時間に安否確認の電話連絡をする事業。

15

2. モデル事業の実践 - ICTを活用した新たなつながり作り

見守り・交流アプリ「スグニー」

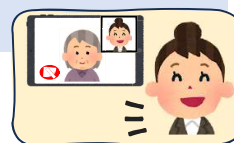
タブレットやスマホへの**ワンタップ操作**で
ビデオ通話や**安否確認**ができるアプリ。



ずーっとあんしん安らか事業・やすらかパック事業では、定期連絡により契約者の安否確認や状況把握を行うが、本人の資力が乏しく電話連絡ができないために契約を断念する方や、対面での面会を敬遠される方がいる。そこで、ICTを活用した**オンライン面会**や**簡易の安否確認**により、ゆるやかなつながりによる**安心感**や万が一の際の**緊急対応**を、契約者と支援者共に**負担が少ない方法**で提供する。

タブレット等によるオンライン面会 R6年度上半期利用者：5名

- ・支援者「契約者の顔を見て話せるため、電話よりも状況把握がし易い」
- ・契約者「部屋に上がってもらうのは負担だけど、これなら気軽に会える」



「いいね」ボタンによる安否確認 R6年度上半期利用者：2名

- ・契約者「日常から見守られている実感があり、安心して生活できる」
- ・契約者「自分のタイミングで応答できるから、外出中も気楽」



16

2. モデル事業の実践 - 実績と事例

各種実績

(単位:件)

ずーっとあんしん安らか事業	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度 (4~9月末)
 相談件数	328	443	430	426	282
新規契約件数	10	7	5	5	3
解約件数	9	9	9	3	3
うち、死後事務実施	7	4	6	1	3
実契約件数	82	80	76	78	78

やすらかパック事業	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度 (4~9月末)
 相談件数	233	400	322	231	192
新規契約件数	7	8	5	1	6
解約件数	2	3	3	4	1
うち、死後事務実施	1	2	1	3	0
実契約件数	42	47	49	46	51

17

2. モデル事業の実践 - 実績と事例

支援事例

1 兄弟が遠方にいる80歳代のご夫婦世帯

万が一のとき、兄弟や甥、姪になるべく迷惑をかけたくない
犬を飼っているが、託せる知り合いは不在

- ☀ 夫婦と死後事務委任契約を締結
- ☀ 司法書士に遺言作成やペット信託の契約書作成を依頼
- ☀ 介護サービスや金銭管理支援をとりいれ、在宅生活をサポート
- ☀ 医師らと相談しながら事前指示書を作成し、親族に気持ちを説明

2 頼れる親族がない73歳のALS患者の女性

ALS(筋萎縮性側索硬化症)の進行が早く、早期に発語・嚥下障害が発現
在宅看取りを希望するが、医療の介入や緊急対応の方法が未定

- ☀ エンディングノートをもとに、本人の希望を確認 ⇒ 死後事務委任契約を締結
- ☀ 医師・訪看・ケアマネ・ヘルパー・民生委員らと在宅看取りのための役割分担

18

2. モデル事業の実践 - まとめ

死後事務二事業の比較表

	ずーっとあんしん安らか事業	やすらかパック事業
実務主体	福岡市社会福祉協議会	委託業者(NPO法人)
対象年齢	契約時70歳以上	契約時40歳以上90歳未満
子どもの有無	原則として子がないこと	相談に応じる
入会金	15,000円	無し
利用料	年会費 10,000円	月3,000~7,500円
預託金	葬儀等 500,000円~ 家財処分 業者見積による	不要
葬儀内容	本人の希望	直葬のみ、業者指定不可
納骨	本人の希望	原則指定不可 (県内のみ指定可)
定期連絡	有り	無し(※声の訪問等の利用必須)
定期訪問	有り	有り
入退院支援サービス	オプション(※別途料金)	無し
書類預かりサービス	オプション(※別途料金)	
引渡人指定	必要※公正証書遺言で代替可能	

19

2. モデル事業の実践 - まとめ

事業の効果

- ・早い段階から本人の終末期への希望を明確化することで、**QOLの向上**や本人の不安軽減につながる(意思決定支援)
- ・行政、ケアマネジャー、医療ソーシャルワーカーなど、関係者が**やむを得ず死後事務等に携わる負担を軽減**できる
- ・“終活”の切り口で啓発や支援事業を続けることで、身寄りがあってもなくても、誰もが地域社会に参加して、**自分らしく生きることの意義を考える土壌づくり**につながる

20

課題

- ・パッケージ支援事業を「制度」として運用する以上、制度の狭間にあって**支援対象外**となる方が存在
- ・**専門知識**を習得する環境の不足、**担い手**不足
- ・家族を前提とした**法律、商慣習**等による死後事務手続きの限界

社会的孤立の問題に取り組むことで、当事者同士や地域住民等による見守りや互助の力を促進し、**地域共生社会の実現**に向けた流れに寄与したい

【包括的な相談・調整窓口の整備】

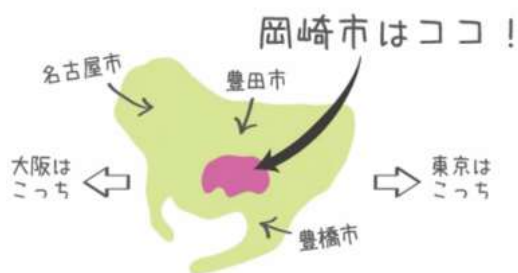
身寄りのない高齢者等が抱える課題等への
対応～岡崎市終活応援事業の実践～

◆報告団体：岡崎市、社会福祉法人 岡崎市社会福祉協議会

身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応

～ 岡崎市終活応援事業の実践 ～

◆岡崎市の概要◆



徳川家康公
生誕の地



夏はやっぱり
花火大会

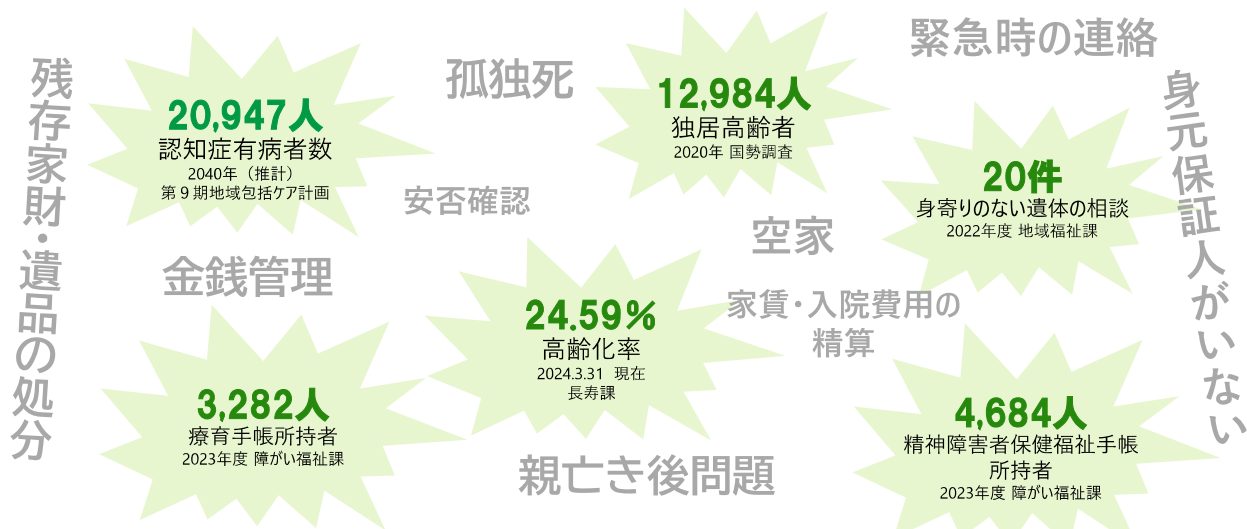


ハ丁味噌が
地元の味

中核市
人口 383,141人 (R6.4.1)
世帯数 170,248世帯
面積 387.20km²
高齢化率 24.59%
自治会加入率 89%
財政力指数 1.01 (R5年度)

岡崎市ふくし相談課

岡崎市の現状



< 高齢者等の困りごと >

- 一人暮らしで身寄りがない
- 親族はいるが頼れない
- 判断能力が不十分になってきた
- 差し迫った問題がある
- 将来の備えとして

✕ < 事業者の困りごと >

- 信頼性・認知度が低い
- 低所得者へのサービス提供
- 規制や基準を設定してほしい
- 比較検討の難しさ
- 行政との連携

✕ < 社会問題 >

- サービス料金が不明瞭
- 死後事務契約不履行
- 解約ができない
- 預託金を流用
- 不必要なサービスを附帯

岡崎アイデアソン-終活ビジネスマッチング開催

令和3年度「高齢者住まい・生活支援伴走支援プロジェクト」

- ✓高齢者の暮らしに関する多様な主体のつながりづくりと終活の普及に向けたアイデア出しを目的として開催
- ✓参加企業・団体等による終活関連取組等の自己PR
- ✓事例検討（グループワーク）

- ➔金融、葬祭、法律・税務、不動産、清掃、生活支援サービスなどの企業・団体等が参加。終活に関わる関係者の多様性を確認。
- ➔孤独死による困りごと、孤立を防ぐための手段、終活を促すアイデア等について、それぞれの立場から意見交換により課題認識が共有化された。併せて、周囲との関わりの中で、終活への意識を醸成させる取組の必要性を確認。
- ➔住み慣れた自宅で人生の最期まで暮らし続けるためには、行政や福祉だけでなく、民間サービスや地域の見守り活動など、つながりが必要なことを確認。市場ニーズとビジネスをつなげるとともに、フードドライブ等の地域貢献活動のきっかけ作りに。



参加者:26企業・団体、地域包括支援センター、生活支援コーディネーター、岡崎市
伴走支援チーム：厚労省、厚労省東海北陸厚生局、国交省中部地方整備局、高住財団

2

終活ビジネスマッチングはしたものの...

- ・民間の見識と意見を聞きたい
- ・公民と民の連携体制を作りたい
- ・スキームの実現性を探りたい

「終末期のサービスをパッケージで提供できないかな」
「松・竹・梅みたいに選択肢があるといいな」
「予算も人手もかけないでやりたいな」



でも



「SDGs公民連携プラットフォームがあるじゃん」
「民間提案募集制度も使ってみよう」



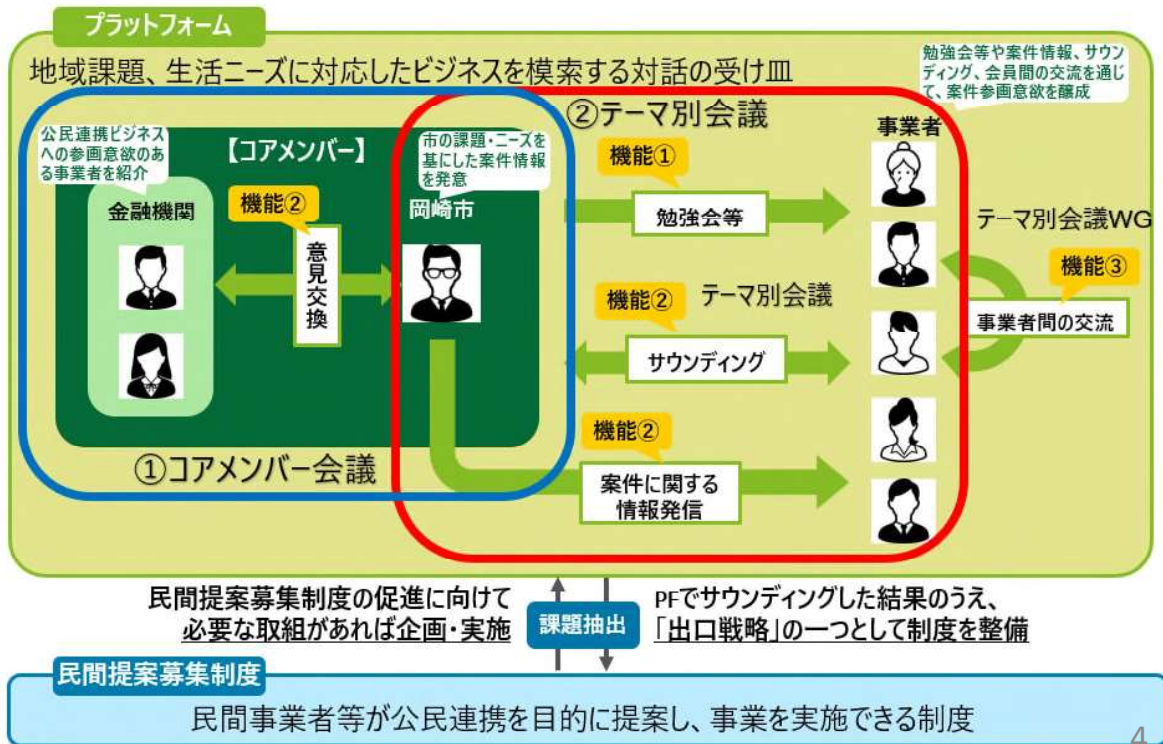
そっだ

「行政だけじゃできないよな」
「職種がいろいろあるからどこに声を掛けたらいいんだ」
「そもそもどれだけサービスがあるの」
「範囲が広いのでグループが組めないかな」
「でもどうやってマッチングするんだ」
「この仕組みに民間事業者は乗ってくれるのか」
「できれば優良な事業所と手を組みたい」

3

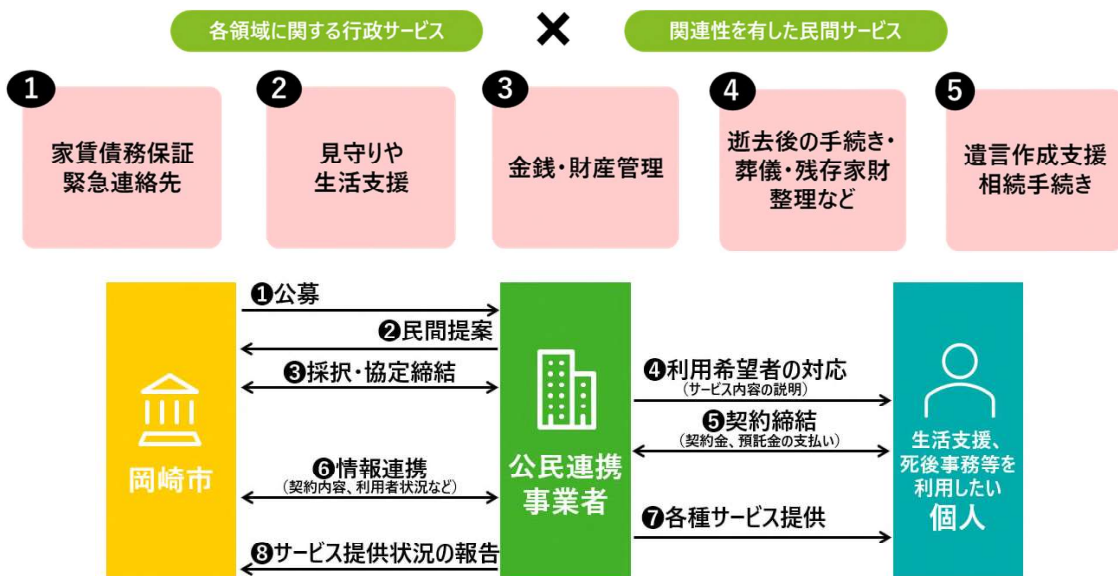
岡崎市SDGs公民連携プラットフォームの活用

地域課題、生活ニーズに対応したビジネスを模索する対話の場として、金融機関や岡崎市、事業者等によるプラットフォームを形成



終活応援事業（公募フロー）

高齢者等に関する身元保証・生活支援・死後事務などに関するサービス提供体制の構築



- 「必須サービス」を取り扱う公民連携事業者を公民連携事業者として公募する
- 公募する公民連携事業者は、④～⑧を担う
- 公民連携事業者は、契約内容の共有や利用者状況の共有など岡崎市と進捗報告と合わせて情報連携し、一体で利用者のサポートを行う
- 岡崎市は、採択した公民連携事業者を「終活応援事業認定サービス事業者」として周知、登録を誘引し、利用希望者の事業者への繋ぎこみを行う

終活応援事業（サウンディング）

経過

- R5. 9月 意見交換会
- R5.10月 公募（民間提案募集制度）
- R5.12月 事業者選定（5者）
- R6. 4月 協定締結（5者）
- R6. 5月 持続可能な権利擁護支援モデル事業内示（厚生労働省）
- R6. 6月 補正
- R6. 6月 高齢者等終身サポート事業者ガイドライン発出
- R6. 7月 終活応援事業スタート

民間のアイデア募集ではなく
事業パートナーを募集

ディスカッションの流れ

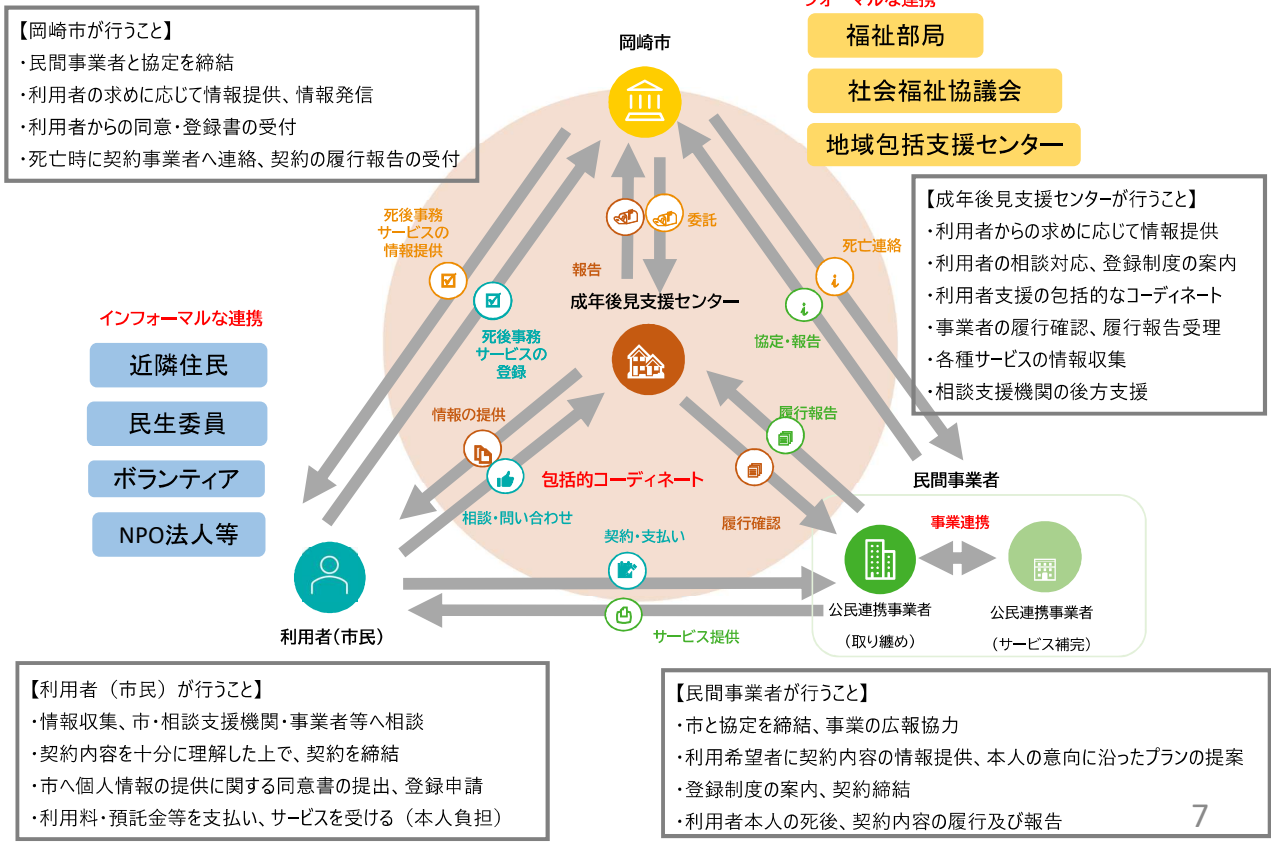
1	事業者サービス紹介	30分
2	想定公募スキーム案について	10分
3	公募にあたってのご意見/ご要望について	20分
4	グループ間での発表、共有	10分

- ・取り纏め事業者としての、公募への懸念、ハードル
- ・サービス補完事業者としての、公募への懸念、ハードル
- ・市への協力/条件設定について
- ・公募全体の意見、感想
- ・事業者間の情報交換

18社 + 金融機関が参加

弁護士、司法書士、行政書士、葬祭業者、不動産業者、清掃業者、保険代理店、石材店、居住支援法人、NPO、障がいサービス事業所、信託銀行

終活応援事業（スキーム）



終活応援事業（協定内容）

身元保証等高齢者サポート事業における
消費者保護の推進に関する調査結果報告書
(令和5年8月 総務省行政評価局)

身元保証等高齢者サポート事業に係る課題

- ① 加齢等により判断能力が不十分になることも想定される高齢者が契約主体
- ② 死後事務等も含めると、契約期間が長期にわたる
- ③ サービス内容が多岐にわたり、サービス提供の方法や費用体系も一様ではないため、事業者の比較検討が困難である
- ④ 契約金額が高額、かつ、費用の一部の支払いはサービスの提供に先行する
- ⑤ 契約内容の履行を担保できる者が不在である場合が多い

高齢者等終身サポート事業者ガイドラインの遵守

- ・重要事項を記した書類を交付して説明する
- ・サービス内容と費用を明確にする
- ・不要なサービスを附帯しない
- ・遺贈、死因贈与の附帯も提案もしない
- ・預託金の保全措置を講じること
- ・中途解約時は適切な返金に応じる
- ・苦情相談窓口を設ける
- ・利用者の判断能力が低下した場合は公的支援機関に情報提供する など

事業者（50音順）	形態
一般社団法人いきいきライフ協会三河	単独 司法書士事務所母体
NPO法人くらし応援ネットワーク	グループ 居住支援法人
公益社団法人シニア総合サポートセンター	単独 法律事務所母体
NPO法人たすけあい三河	グループ 居住支援法人
株式会社つながり（まごころサポートセンター）	グループ 葬儀社取りまとめ

8

終活応援事業（提供サービス①）

老活コンシェルジュのご案内

身寄りのない方が安心してサービスを選べるよう、サービス提供体制の構築について岡崎市と連携協定を締結しています。
※サービスの利用契約に岡崎市は関与しません。

市民からの問い合わせ → まごころサポートセンター → あいち相続あんしんセンター

内容を精査し、お客様ニーズに合わせ、適切な事業者をご紹介します

- ご葬儀: イズモ葬祭
- 死後事務委任(任意後見、財産管理、他): あいち相続あんしんセンター
- 身元保証: NPO法人よりその会
- 不動産売買: 不動産仲介のムツミ
- お片付け: アルイーサービス
- 見守り: アルソック

詳しい内容は裏面をご覧ください。

お問い合わせ・アフターフォロー
年中無休 / 8:30~17:00 何でも
まごころ
0120-72-0556

老活コンシェルジュ 対応内容一覧表			
業者名	対応区分	内容	料額表示
あいち相続 あんしんセンター	相続書類作成	相続書類の作成 ※	90,000~
		任意後見契約書作成	98,000~
	後見・財産管理	財産管理契約	80,000~
		成年後見申立 ※	150,000~
		(手数料・実費)	20,000~
		(鑑定が必要になるケースは追加の鑑定費用(50,000程度)が必要になります)	
死後事務委任契約	死後事務委任	60,000~	
NPO法人 よりその会	身元保証	遺言書作成(証人立ち合い費用含む)	70,000~
		贈与	50,000~
		贈与書類の作成 ※	50,000~
		民事信託(家族信託)	450,000~
		身元保証(パッケージ)初期契約料	350,000~
イズモ葬祭	葬儀	月会費	2,000~
		生活支援(時間)	2,000/時間
まごころサポート センター	葬儀	同行(病院などの付き添い)	3,000/時間
		遺葬プラン	90,000~
まごころサポート センター	葬儀	一般葬	300,000~
		海葬	100,000~
まごころサポート センター	葬儀	永代供養	30,000~
		生前請負契約	生前請負(葬儀関連の請負契約)
不動産仲介の ムツミ	不動産相談	不動産相談	無料~
		不動産調査	30,000~
		不動産査定書作成	50,000~
		空家管理	3,000/月~
アルイーサービス	売却・賃貸	国土交通省が定める報酬規程に基づく	
		1立米あたり 8,000円 作業に伴う2人目以降の人員費 別途 車両費 5,000円~ ※リサイクル車種にかかるとリサイクル料金 別途目安として2トンロングトラック一律 10万円ほど ※買取であるものは別途要となります	
アルソック	みまもり・サポート	レンタルプランの場合 月額/3,432円(税込) ※初期工事費 16,645円(税込)	
		信託口座	三井住友信託銀行 西尾信用金庫 株式会社エスクロスエージェンツジャパン 全国の行政書士・司法書士が使用している信託口座 静岡銀行
相談連絡先	0120-72-0556 岡崎事務所: 愛知県岡崎市上六 4-1-16 担当: 須間 (日中)		

※ご相談窓口はまごころサポートセンター、各業者と初回説明はすべて無料となります。
契約は各業者と打ち合わせ頂き、ご納得いただければ直接契約となります。支払いは業者様より請求させて頂きます。
契約の内容はすべてまごころサポートセンターが把握しております。
個人情報保護の観点より書士業務の内容はお答えしかねることがございますのでご承知置きください。
※登記及び成年後見申立は、協力先の司法書士あいち相続あんしんセンターが担当します。 2024.04 まごころサポートセンター

終活応援事業（提供サービス②）

岡崎市協定締結事業

ファミリーケアサポート
ふあみけあ

加入プランごとに、緊急時の連絡先のご提供や身元保証・日常生活支援、緊急時の対応・終末時の葬儀・行政手続きなど、家族のようなお世話と支援を提供します。

こんなお悩みありませんか？

- ☑入院や施設入所時の身元保証人がいない
- ☑通院や買い物・墓参りに付き添いがほしい
- ☑もしも、、、入院することになったらどうしよう
 - ・入院に必要な荷物準備
 - ・親族、知人への連絡
 - ・医療費、家賃などの支払い など
- ☑要介護認定を受けるのはどうしたらよいのだろうか
- ☑介護施設ってどこなところだろうか
- ☑亡くなった後はどうしたら、、、
 - ・葬儀、納骨、墓地の事
 - ・行政官庁への各種届け出
 - ・自宅や賃貸住宅の家財処分 など
- ☑墓地は誰に頼んだらいいのだろうか

ご安心ください。
ふあみけあをご利用ください！

入会金 5,000円(税込) 年会費 無料

4つのプランがございます

- 緊急連絡先プラン
- あおぞらプラン
- にじいろプラン
- 共同墓地プラン

プランの詳細い内容は、裏面をご覧ください。

NPO法人 くらし応援ネットワーク
お問合せ先
NPO 法人 くらし応援ネットワーク 居住支援事業部
担当者 吉田・林
〒460-0021 名古屋市中区平和1丁目15番22号 総合福祉スペース WACA1 階
☎052-684-7243 ✉famicare@kurashiji-o-en.org

ファミリーケアサポート
ふあみけあ

岡崎市協定締結事業

緊急連絡先プラン 1冊 22,000円(税込)

- ①入院又は施設入所時の緊急連絡先として登録
- ②入院又は施設入所時の身元保証

※身元保証人になる場合、預託金が別途必要となります

あおぞらプラン 330,000円(税込)
20回迄利用可能

- ①通院・買い物・お墓参り等の付添い
- ②要介護認定の申請相談
- ③介護施設等への見学同行
- ④入院時の付添い
- ⑤入院に必要な荷物準備
- ⑥医療費・施設・家賃等の支払代行
- ⑦親族・知人への連絡代行

オプション 近況確認サービス 月々 3,000円(税込)

①月に1度、お電話にてオペレーターからの近況確認を行います。
②のりーらいと(クラウドキャスト)・テラシテR(クラウドサインコネクト)と業務提携をしておりますが、ご希望の際は別途サービスを提供します。

にじいろプラン 550,000円(税込)

- ①葬儀(直葬の方法による)・納骨等の実施
- ②死亡に伴う行政官庁への各種届け出
- ③死亡後の債務の支払い
- ④自宅に係る賃貸住宅の残存家財処分の実施・に伴う諸手続き
- ⑤委任後見契約・遺言書等の公正証書作成相談

※直葬以外の葬儀をご希望の場合、預託金が別途必要となります

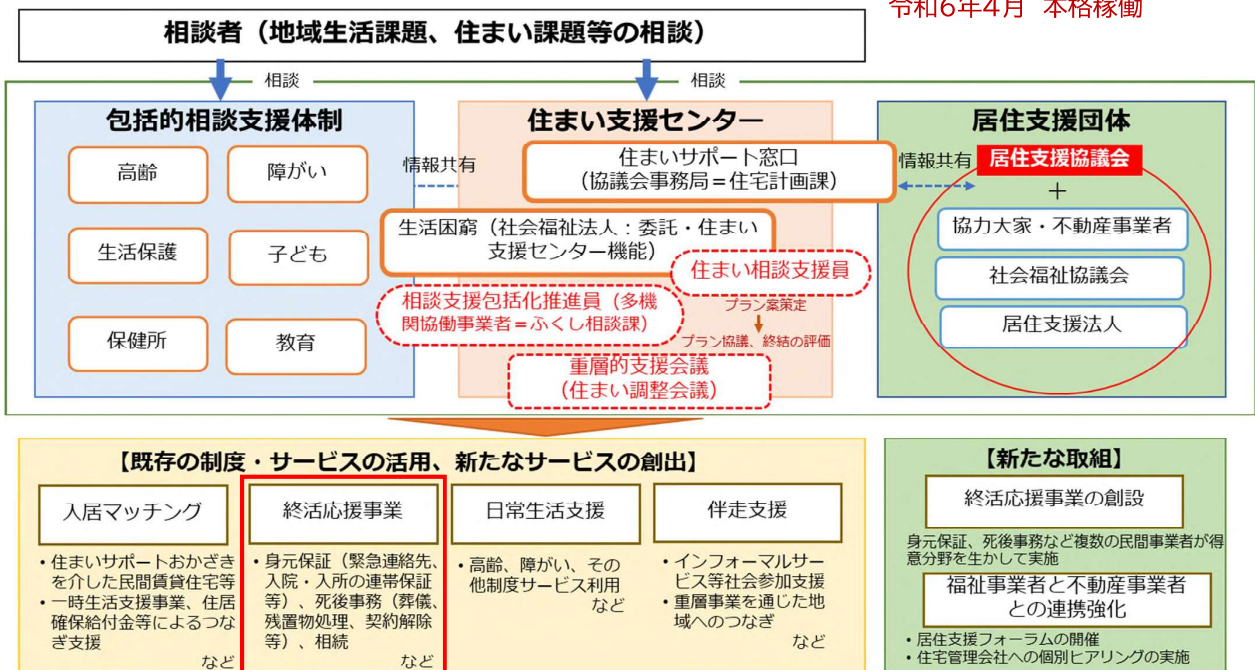
共同墓地プラン 120,000円(税込)

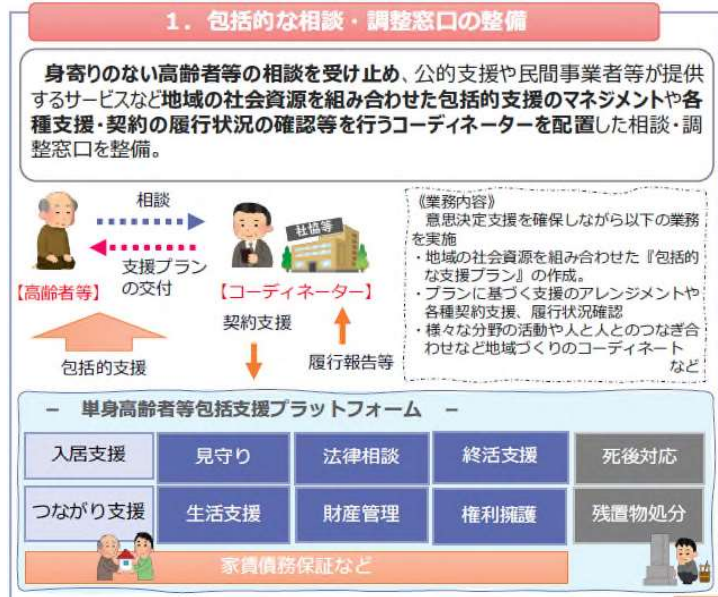
- ①提携寺院境内墓地への埋葬・埋葬時供養
- ②年1回の総供養

※葬儀・戒名・行帳を希望される場合、預託金が別途必要となります

岡崎版「住まい支援システム」

【岡崎市住まい支援センター】
令和6年1月 設置(モデル実施)
令和6年4月 本格稼働





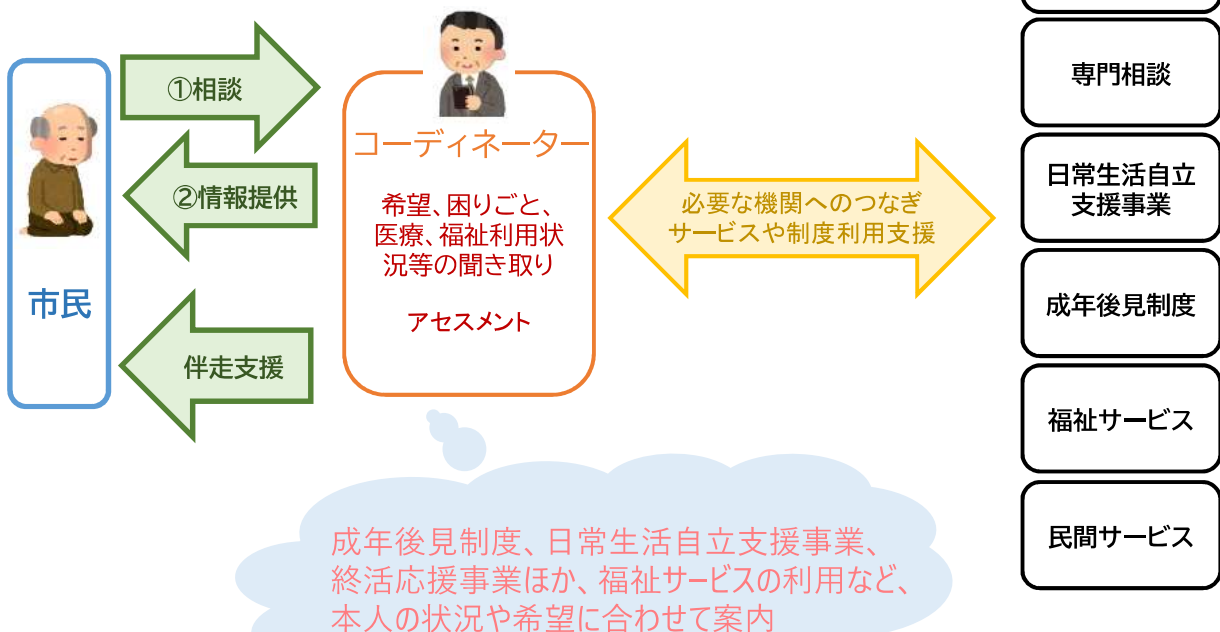
岡崎市成年後見支援センターに「コーディネーター」を配置

- ①包括的な相談支援
- ②包括的な支援のコーディネート
- ③関係機関・関係者のネットワークの構築

12

コーディネーターの役割

終活応援事業はアイテムの一つ



13

単身高齢者等包括支援プラットフォーム

